

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2006-221472
(P2006-221472A)

(43) 公開日 平成18年8月24日(2006.8.24)

(51) Int. Cl.

G06Q 30/00 (2006.01)

F I

G06F 17/60 302E

テーマコード (参考)

審査請求 未請求 請求項の数 9 O L (全 40 頁)

(21) 出願番号 特願2005-35203 (P2005-35203)
(22) 出願日 平成17年2月10日 (2005.2.10)

(71) 出願人 505053327
渡部 仁
神奈川県鎌倉市今泉台4-1-5
(74) 代理人 100066980
弁理士 森 哲也
(74) 代理人 100075579
弁理士 内藤 嘉昭
(74) 代理人 100103850
弁理士 崔 秀▲てつ▼
(72) 発明者 渡部 仁
神奈川県鎌倉市今泉台4-1-5

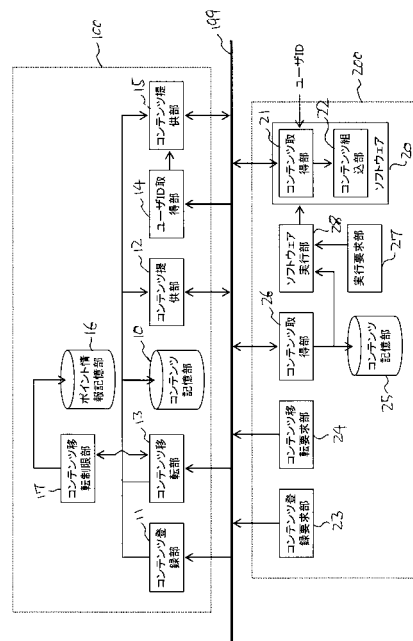
(54) 【発明の名称】 コンテンツ流通システム、コンテンツ流通プログラムおよびカスタマイズソフトウェアプログラム

(57) 【要約】

【課題】 コンテンツの流通性を向上するとともに資本回収の構造を形成するのに好適なコンテンツ流通システムを提供する。

【解決手段】 コンテンツ管理サーバ100は、ホスト端末200からの取得要求に応じて記憶装置62のコンテンツをホスト端末200に提供し、ホスト端末200からの移転要求に応じてユーザ間でコンテンツを移転する。カスタマイズソフトウェア20からの取得要求に応じて、受信したユーザIDに対応するコンテンツおよび管理情報をカスタマイズソフトウェア20に提供する。カスタマイズソフトウェア20は、コンテンツおよび管理情報を取得すると、管理情報に基づいてコンテンツを装飾要素または機能の一部として組み込む。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

ソフトウェアを実行可能なホスト端末と通信可能に接続し、単体で利用価値を有するコンテンツを流通させるシステムであって、

前記ソフトウェアは、前記コンテンツを取得するコンテンツ取得手段と、前記コンテンツ取得手段で取得したコンテンツを装飾要素としてまたは機能の一部として組み込むコンテンツ組込手段とを有するカスタマイズソフトウェアであり、

前記ホスト端末からの取得要求に応じて、前記コンテンツをユーザ識別情報と対応付けて記憶するコンテンツ記憶手段から前記コンテンツを取得し、取得したコンテンツを前記ホスト端末に提供する第 1 コンテンツ提供手段と、

前記ホスト端末からの移転要求に応じて、前記コンテンツ記憶手段のユーザ識別情報の対応付けを更新することによりユーザ間で前記コンテンツを移転するコンテンツ移転手段と、

前記カスタマイズソフトウェアが実行されたホスト端末を利用するユーザの前記ユーザ識別情報を取得するユーザ識別情報取得手段と、

前記カスタマイズソフトウェアが実行されたホスト端末の当該カスタマイズソフトウェアからの取得要求に応じて、前記ユーザ識別情報取得手段で取得したユーザ識別情報に対応する前記コンテンツを前記コンテンツ記憶手段から取得し、取得したコンテンツを前記カスタマイズソフトウェアに提供する第 2 コンテンツ提供手段とを備えることを特徴とするコンテンツ流通システム。

【請求項 2】

ソフトウェアを実行可能なホスト端末と通信可能に接続し、単体で利用価値を有するコンテンツを流通させるシステムであって、

前記ソフトウェアは、前記コンテンツの管理情報を取得する管理情報取得手段と、前記管理情報取得手段で取得した管理情報に対応する前記コンテンツを取得するコンテンツ取得手段と、前記管理情報取得手段で取得した管理情報に基づいて、前記コンテンツ取得手段で取得したコンテンツを装飾要素としてまたは機能の一部として組み込むコンテンツ組込手段とを有するカスタマイズソフトウェアであり、

前記ホスト端末からの取得要求に応じて、前記コンテンツおよび前記管理情報をユーザ識別情報と対応付けて記憶するコンテンツ記憶手段から前記コンテンツを取得し、取得したコンテンツを前記ホスト端末に提供するコンテンツ提供手段と、

前記ホスト端末からの移転要求に応じて、前記コンテンツ記憶手段のユーザ識別情報の対応付けを更新することによりユーザ間で前記コンテンツを移転するコンテンツ移転手段と、

前記カスタマイズソフトウェアが実行されたホスト端末を利用するユーザの前記ユーザ識別情報を取得するユーザ識別情報取得手段と、

前記カスタマイズソフトウェアが実行されたホスト端末の当該カスタマイズソフトウェアからの取得要求に応じて、前記ユーザ識別情報取得手段で取得したユーザ識別情報に対応する前記管理情報を前記コンテンツ記憶手段から取得し、取得した管理情報を前記カスタマイズソフトウェアに提供する管理情報提供手段とを備えることを特徴とするコンテンツ流通システム。

【請求項 3】

ソフトウェアを実行可能なホスト端末と通信可能に接続し、単体で利用価値を有するコンテンツを流通させるシステムであって、

前記ソフトウェアは、前記コンテンツの利用許可を要求する利用許可要求手段と、前記コンテンツの利用許可通知を受信する利用許可通知受信手段と、前記利用許可通知受信手段で受信した利用許可通知に係る前記コンテンツを取得するコンテンツ取得手段と、前記コンテンツ取得手段で取得したコンテンツを装飾要素としてまたは機能の一部として組み込むコンテンツ組込手段とを有するカスタマイズソフトウェアであり、

前記ホスト端末からの取得要求に応じて、前記コンテンツをユーザ識別情報と対応付け

10

20

30

40

50

て記憶するコンテンツ記憶手段から前記コンテンツを取得し、取得したコンテンツを前記
10 ホスト端末に提供するコンテンツ提供手段と、

前記ホスト端末からの移転要求に応じて、前記コンテンツ記憶手段のユーザ識別情報の
対応付けを更新することによりユーザ間で前記コンテンツを移転するコンテンツ移転手段
と、

前記カスタマイズソフトウェアが実行されたホスト端末を利用するユーザの前記ユーザ
識別情報を取得するユーザ識別情報取得手段と、

前記カスタマイズソフトウェアが実行されたホスト端末の当該カスタマイズソフトウェ
アからの利用許可要求に応じて、前記ユーザ識別情報取得手段で取得したユーザ識別情報
10 に対応する前記コンテンツが前記コンテンツ記憶手段に存在するか否かを判定し、該当の
前記コンテンツが存在すると判定したときは、前記該当のコンテンツの利用を許可するこ
とを示す前記利用許可通知を前記カスタマイズソフトウェアに送信する利用許可通知送信
手段とを備えることを特徴とするコンテンツ流通システム。

10

【請求項4】

ソフトウェアを実行可能なホスト端末と通信可能に接続し、単体で利用価値を有するコ
ンテンツを流通させるプログラムであって、

前記ソフトウェアは、前記コンテンツを取得するコンテンツ取得手段と、前記コンテン
ツ取得手段で取得したコンテンツを装飾要素としてまたは機能の一部として組み込むコン
テンツ組込手段とを有するカスタマイズソフトウェアであり、

前記ホスト端末からの取得要求に応じて、前記コンテンツをユーザ識別情報と対応付け
20 て記憶するコンテンツ記憶手段から前記コンテンツを取得し、取得したコンテンツを前記
ホスト端末に提供する第1コンテンツ提供手段と、

20

前記ホスト端末からの移転要求に応じて、前記コンテンツ記憶手段のユーザ識別情報の
対応付けを更新することによりユーザ間で前記コンテンツを移転するコンテンツ移転手段
と、

前記カスタマイズソフトウェアが実行されたホスト端末を利用するユーザの前記ユーザ
識別情報を取得するユーザ識別情報取得手段と、

前記カスタマイズソフトウェアが実行されたホスト端末の当該カスタマイズソフトウェ
アからの取得要求に応じて、前記ユーザ識別情報取得手段で取得したユーザ識別情報に対
30 応する前記コンテンツを前記コンテンツ記憶手段から取得し、取得したコンテンツを前記
カスタマイズソフトウェアに提供する第2コンテンツ提供手段とからなる処理をコンピュ
ータに実行させるためのプログラムを含むことを特徴とするコンテンツ流通プログラム。

30

【請求項5】

ソフトウェアを実行可能なホスト端末と通信可能に接続し、単体で利用価値を有するコ
ンテンツを流通させるプログラムであって、

前記ソフトウェアは、前記コンテンツの管理情報を取得する管理情報取得手段と、前記
管理情報取得手段で取得した管理情報に対応する前記コンテンツを取得するコンテンツ取
40 得手段と、前記管理情報取得手段で取得した管理情報に基づいて、前記コンテンツ取得手
段で取得したコンテンツを装飾要素としてまたは機能の一部として組み込むコンテンツ組
込手段とを有するカスタマイズソフトウェアであり、

40

前記ホスト端末からの取得要求に応じて、前記コンテンツおよび前記管理情報をユーザ
識別情報と対応付けて記憶するコンテンツ記憶手段から前記コンテンツを取得し、取得し
たコンテンツを前記ホスト端末に提供するコンテンツ提供手段と、

前記ホスト端末からの移転要求に応じて、前記コンテンツ記憶手段のユーザ識別情報の
対応付けを更新することによりユーザ間で前記コンテンツを移転するコンテンツ移転手段
と、

前記カスタマイズソフトウェアが実行されたホスト端末を利用するユーザの前記ユーザ
識別情報を取得するユーザ識別情報取得手段と、

前記カスタマイズソフトウェアが実行されたホスト端末の当該カスタマイズソフトウェ
アからの取得要求に応じて、前記ユーザ識別情報取得手段で取得したユーザ識別情報に対
50

50

応する前記管理情報を前記コンテンツ記憶手段から取得し、取得した管理情報を前記カスタマイズソフトウェアに提供する管理情報提供手段とからなる処理をコンピュータに実行させるためのプログラムを含むことを特徴とするコンテンツ流通プログラム。

【請求項6】

ソフトウェアを実行可能なホスト端末と通信可能に接続し、単体で利用価値を有するコンテンツを流通させるプログラムであって、

前記ソフトウェアは、前記コンテンツの利用許可を要求する利用許可要求手段と、前記コンテンツの利用許可通知を受信する利用許可通知受信手段と、前記利用許可通知受信手段で受信した利用許可通知に係る前記コンテンツを取得するコンテンツ取得手段と、前記コンテンツ取得手段で取得したコンテンツを装飾要素としてまたは機能の一部として組み込むコンテンツ組込手段とを有するカスタマイズソフトウェアであり、

前記ホスト端末からの取得要求に応じて、前記コンテンツをユーザ識別情報と対応付けて記憶するコンテンツ記憶手段から前記コンテンツを取得し、取得したコンテンツを前記ホスト端末に提供するコンテンツ提供手段と、

前記ホスト端末からの移転要求に応じて、前記コンテンツ記憶手段のユーザ識別情報の対応付けを更新することによりユーザ間で前記コンテンツを移転するコンテンツ移転手段と、

前記カスタマイズソフトウェアが実行されたホスト端末を利用するユーザの前記ユーザ識別情報を取得するユーザ識別情報取得手段と、

前記カスタマイズソフトウェアが実行されたホスト端末の当該カスタマイズソフトウェアからの利用許可要求に応じて、前記ユーザ識別情報取得手段で取得したユーザ識別情報に対応する前記コンテンツが前記コンテンツ記憶手段に存在するか否かを判定し、該当の前記コンテンツが存在すると判定したときは、前記該当のコンテンツの利用を許可することを示す前記利用許可通知を前記カスタマイズソフトウェアに送信する利用許可通知送信手段とからなる処理をコンピュータに実行させるためのプログラムを含むことを特徴とするコンテンツ流通プログラム。

【請求項7】

請求項1記載のコンテンツ流通システムを利用するカスタマイズソフトウェアのプログラムであって、

単体で利用価値を有するコンテンツを取得するコンテンツ取得手段と、前記コンテンツ取得手段で取得したコンテンツを装飾要素としてまたは機能の一部として組み込むコンテンツ組込手段とからなる処理を実行させるためのプログラムを含むことを特徴とするカスタマイズソフトウェアプログラム。

【請求項8】

請求項2記載のコンテンツ流通システムを利用するカスタマイズソフトウェアのプログラムであって、

単体で利用価値を有するコンテンツの管理情報を取得する管理情報取得手段と、前記管理情報取得手段で取得した管理情報に対応する前記コンテンツを取得するコンテンツ取得手段と、前記管理情報取得手段で取得した管理情報に基づいて、前記コンテンツ取得手段で取得したコンテンツを装飾要素としてまたは機能の一部として組み込むコンテンツ組込手段とからなる処理を実行させるためのプログラムを含むことを特徴とするカスタマイズソフトウェアプログラム。

【請求項9】

請求項3記載のコンテンツ流通システムを利用するカスタマイズソフトウェアのプログラムであって、

単体で利用価値を有するコンテンツの利用許可を要求する利用許可要求手段と、前記コンテンツの利用許可通知を受信する利用許可通知受信手段と、前記利用許可通知受信手段で受信した利用許可通知に係る前記コンテンツを取得するコンテンツ取得手段と、前記コンテンツ取得手段で取得したコンテンツを装飾要素としてまたは機能の一部として組み込むコンテンツ組込手段とからなる処理を実行させるためのプログラムを含むことを特徴と

10

20

30

40

50

するカスタマイズソフトウェアプログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、コンテンツを流通させるシステムおよびプログラムに係り、特に、コンテンツの流通性を向上するとともに資本回収の構造を形成するのに好適なコンテンツ流通システム、コンテンツ流通プログラムおよびカスタマイズソフトウェアプログラムに関する。

【背景技術】

【0002】

財産としてのデジタルコンテンツ（以下、単にコンテンツという。）の特徴は、制作にはコストがかかる反面、複製はほとんどタダでできる点にある。限界費用がゼロならば、通常の市場ではゼロの価格しかつかない。ここに著作権侵害の問題が発生する。作者は、自己のコンテンツを世の中に広く利用してもらいたい反面、制作費が回収できなければ次の制作がままならない。したがって、資本回収の構造が市場で形成されなければ、優良なコンテンツがいずれ創造されなくなる。そこで、コンテンツを自由にインターネットで配信し、しかも優良なコンテンツが創造されるための仕組みが求められる。

10

【0003】

いくつかの市場モデルが考えられる。1つは、コンテンツを無料で放送し、主に費用はスポンサー企業の広告料でまかなう民放モデルである。もう1つは、会費を払う会員にコンテンツを配信するモデルである。

20

また、特許文献1には、ソフトウェアおよびコンテンツを流通させるコンテンツ流通システムが開示されている。同技術は、配信対象となるソフトウェアおよびコンテンツに対してソフトウェアIDおよびコンテンツIDを生成し、生成したソフトウェアIDおよびコンテンツIDを用いてソフトウェアおよびコンテンツを管理するものである。これは、ソフトウェアおよびコンテンツの利用につき料金体系を柔軟に設定できるようになっているものの、会費を払う会員にコンテンツを配信する市場モデルの一形態である。

【特許文献1】特開2005-18292号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかしながら、いずれの市場モデルも、結局のところ、コンテンツの供給費用とその消費の社会的効用を参加者全体でどうシェアするかという問題にしかすぎない。いずれの市場モデルにも、優良なコンテンツの円滑な流通が望まれるデジタルの時代に対応しにくい一面がある。

30

コンテンツを保護する観点においては、コンテンツの流通性と保護は、相反の関係にある。コンテンツの流通性を確保すれば保護が困難になり、逆に、コンテンツの保護を強化すれば流通性が阻害されるからである。相反の関係になるのは何故か。それは、既存の市場モデルがコンテンツそのものにだけ価値を求めているからである。コンテンツの価値を多様化させ、かつ、そのうちの1つの価値を保護できれば、コンテンツそのものは広く利用してもらうことができるはずである。

40

【0005】

そこで、本発明は、このような従来技術の有する未解決の課題に着目してなされたものであって、コンテンツの流通性を向上するとともに資本回収の構造を形成するのに好適なコンテンツ流通システム、コンテンツ流通プログラムおよびカスタマイズソフトウェアプログラムを提供することを目的としている。

【課題を解決するための手段】

【0006】

本発明者は、鋭意検討を重ねた結果、次のような知見を得て本発明に至ったのである。既存の市場モデルは、コンテンツ単体の価値を保護しようとするので、コンテンツそのものの利用を制限せざるを得ない構造となっている。しかしながら、複数のコンテンツを組

50

み合わせた場合にさらなる付加価値が発生するようにコンテンツ同士を協調させられれば、コンテンツは、コンテンツそのものの価値にとどまらず、より大きな価値を持つことになる。なお、本発明でいうコンテンツとは、ソフトウェアも含む広い概念である。

【0007】

具体的には、コンテンツを装飾要素としてまたは機能の一部として組み込むカスタマイズソフトウェアを利用する。コンテンツは、単体で利用価値を有するほかに、カスタマイズソフトウェアに組み込まれると、そのカスタマイズソフトウェアにおいて装飾要素や機能の一部としての付加価値が発生する。例えば、ユーザは、お気に入りの画像やソフトウェアを購入すれば、そのコンテンツを単体で利用することができる。しかしながら、お気に入りのコンテンツをさらに、別のお気に入りのカスタマイズソフトウェアにおいて装飾要素や機能の一部として利用することができれば、ユーザは、そのような利用をしてみたいと思うはずである。

10

【0008】

〔発明1〕 上記目的を達成するために、発明1のコンテンツ流通システムは、ソフトウェアを実行可能なホスト端末と通信可能に接続し、単体で利用価値を有するコンテンツを流通させるシステムであって、

前記ソフトウェアは、前記コンテンツを取得するコンテンツ取得手段と、前記コンテンツ取得手段で取得したコンテンツを装飾要素としてまたは機能の一部として組み込むコンテンツ組込手段とを有するカスタマイズソフトウェアであり、

前記ホスト端末からの取得要求に応じて、前記コンテンツをユーザ識別情報と対応付けて記憶するコンテンツ記憶手段から前記コンテンツを取得し、取得したコンテンツを前記ホスト端末に提供する第1コンテンツ提供手段と、

20

前記ホスト端末からの移転要求に応じて、前記コンテンツ記憶手段のユーザ識別情報の対応付けを更新することによりユーザ間で前記コンテンツを移転するコンテンツ移転手段と、

前記カスタマイズソフトウェアが実行されたホスト端末を利用するユーザの前記ユーザ識別情報を取得するユーザ識別情報取得手段と、

前記カスタマイズソフトウェアが実行されたホスト端末の当該カスタマイズソフトウェアからの取得要求に応じて、前記ユーザ識別情報取得手段で取得したユーザ識別情報に対応する前記コンテンツを前記コンテンツ記憶手段から取得し、取得したコンテンツを前記カスタマイズソフトウェアに提供する第2コンテンツ提供手段とを備えることを特徴とする。

30

【0009】

このような構成であれば、ユーザは、コンテンツの利用を希望する場合、ホスト端末においてコンテンツの取得を本システムに要求する。本システムでは、ホスト端末から取得要求を受けると、第1コンテンツ提供手段により、コンテンツ記憶手段からコンテンツが取得され、取得されたコンテンツがホスト端末に提供される。したがって、ユーザは、ホスト端末において、取得したコンテンツを利用することができる。

【0010】

また、ユーザは、他のユーザが所有しているコンテンツの移転を希望する場合、ホスト端末においてコンテンツの移転を本システムに要求する。本システムでは、ホスト端末から移転要求を受けると、コンテンツ移転手段により、コンテンツ記憶手段のユーザ識別情報の対応付けが更新されることによりコンテンツが移転される。

40

【0011】

ユーザは、本システム上でコンテンツを少なくとも1つ所有している場合、カスタマイズソフトウェアをホスト端末で実行すると、コンテンツ取得手段により、コンテンツの取得要求が本システムに送信される。本システムでは、ユーザ識別情報取得手段により、ホスト端末を利用するユーザのユーザ識別情報が取得される。そして、カスタマイズソフトウェアから取得要求を受けると、第2コンテンツ提供手段により、取得されたユーザ識別情報に対応するコンテンツがコンテンツ記憶手段から取得され、取得されたコンテンツが

50

カスタマイズソフトウェアに提供される。ホスト端末では、コンテンツ取得手段によりコンテンツが取得されると、コンテンツ組込手段により、取得されたコンテンツが装飾要素としてまたは機能の一部として組み込まれる。したがって、ユーザは、ホスト端末において、取得したコンテンツをカスタマイズソフトウェアの装飾要素や機能の一部として利用することができる。

【0012】

このように、コンテンツは、第1コンテンツ提供手段を介して入手することによりそのまま利用することができるほか、第2コンテンツ提供手段を介して入手することによりカスタマイズソフトウェアの装飾要素や機能の一部として利用することができる。後者は、コンテンツ同士を協調させることによって発生する新たな付加価値である。したがって、第1コンテンツ提供手段による提供に対して課金等の制限を緩和し、コンテンツ移転手段による移転または第2コンテンツ提供手段による提供に対して制限を設ければ、コンテンツそのものが流通しやすくなるので、従来に比して、コンテンツの流通性を向上することができるとともに資本回収の構造を形成することができるという効果が得られる。

【0013】

また、コンテンツ移転手段により本システム上でコンテンツを容易に移転することができるので、コンテンツの流通性をさらに向上することができるという効果が得られる。

ここで、ユーザ識別情報取得手段は、ホスト端末を利用するユーザのユーザ識別情報を取得するようになっていればどのような構成であってもよく、例えば、次の3つの構成が含まれる。第1の構成は、カスタマイズソフトウェアが他のソフトウェア（例えば、ブラウザ）と連携し、そのソフトウェアが保持しているユーザ識別情報を本システムに送信させる構成において、ホスト端末から送信されるユーザ識別情報を取得する構成である。第2の構成は、カスタマイズソフトウェアからのアクセスに応じて、そのカスタマイズソフトウェアが実行されたホスト端末にアクセスし、そのホスト端末からユーザ識別情報を取得する構成である。第3の構成は、ホスト端末からのアクセス情報およびユーザ識別情報を対応付けてユーザ識別情報記憶手段に記憶しておき、ホスト端末からアクセス情報を取得し、取得したアクセス情報に対応するユーザ識別情報をユーザ識別情報記憶手段から取得する構成である。以下、発明2ないし6のコンテンツ流通システム、並びに発明17ないし19のコンテンツ流通プログラムにおいて同じである。

【0014】

また、コンテンツとしては、例えば、画像データ、動画データ、音楽データ、テキストデータおよびソフトウェアが含まれる。以下、発明2ないし6のコンテンツ流通システム、発明17ないし19のコンテンツ流通プログラム、並びに発明20ないし22のカスタマイズソフトウェアプログラムにおいて同じである。

また、ユーザ識別情報の対応付けを更新することには、ユーザ識別情報の対応付けを追加、変更または削除することが含まれる。以下、発明2ないし6のコンテンツ流通システム、並びに発明17ないし19のコンテンツ流通プログラムにおいて同じである。

【0015】

また、コンテンツ記憶手段は、コンテンツをあらゆる手段でかつあらゆる時期に記憶するものであり、コンテンツをあらかじめ記憶してあるものであってもよいし、コンテンツをあらかじめ記憶することなく、本システムの動作時に外部からの入力等によってコンテンツを記憶するようになっていてもよい。以下、発明2ないし6のコンテンツ流通システム、並びに発明17ないし19のコンテンツ流通プログラムにおいて同じである。

【0016】

また、本システムは、単一の装置、端末その他の機器として実現するようにしてもよいし、複数の装置、端末その他の機器を通信可能に接続したネットワークシステムとして実現するようにしてもよい。後者の場合、各構成要素は、それぞれ通信可能に接続されていれば、複数の機器等のうちいずれに属していてもよい。以下、発明2ないし6のコンテンツ流通システムにおいて同じである。

【0017】

〔発明 2〕 さらに、発明 2 のコンテンツ流通システムは、

ソフトウェアを実行可能なホスト端末と通信可能に接続し、単体で利用価値を有するコンテンツを流通させるシステムであって、

前記ソフトウェアは、前記コンテンツおよびその管理情報を取得するコンテンツ取得手段と、前記コンテンツ取得手段で取得した管理情報に基づいて、前記コンテンツ取得手段で取得したコンテンツを装飾要素としてまたは機能の一部として組み込むコンテンツ組込手段とを有するカスタマイズソフトウェアであり、

前記ホスト端末からの取得要求に応じて、前記コンテンツおよび前記管理情報をユーザ識別情報と対応付けて記憶するコンテンツ記憶手段から前記コンテンツを取得し、取得したコンテンツを前記ホスト端末に提供する第 1 コンテンツ提供手段と、

前記ホスト端末からの移転要求に応じて、前記コンテンツ記憶手段のユーザ識別情報の対応付けを更新することによりユーザ間で前記コンテンツを移転するコンテンツ移転手段と、

前記カスタマイズソフトウェアが実行されたホスト端末を利用するユーザの前記ユーザ識別情報を取得するユーザ識別情報取得手段と、

前記カスタマイズソフトウェアが実行されたホスト端末の当該カスタマイズソフトウェアからの取得要求に応じて、前記ユーザ識別情報取得手段で取得したユーザ識別情報に対応する前記コンテンツおよび前記管理情報を前記コンテンツ記憶手段から取得し、取得したコンテンツおよび管理情報を前記カスタマイズソフトウェアに提供する第 2 コンテンツ提供手段とを備えることを特徴とする。

【0018】

このような構成であれば、発明 1 のコンテンツ流通システムと同等の作用が得られる。異なるのは、カスタマイズソフトウェアにおいてコンテンツを利用する形態である。

本システムでは、カスタマイズソフトウェアから取得要求を受けると、第 2 コンテンツ提供手段により、取得されたユーザ識別情報に対応するコンテンツおよび管理情報がコンテンツ記憶手段から取得され、取得されたコンテンツおよび管理情報がカスタマイズソフトウェアに提供される。ホスト端末では、コンテンツ取得手段によりコンテンツおよび管理情報が取得されると、コンテンツ組込手段により、取得された管理情報に基づいて、取得されたコンテンツが装飾要素としてまたは機能の一部として組み込まれる。

これにより、発明 1 のコンテンツ流通システムと同等の効果が得られる。

【0019】

また、コンテンツの作者等とカスタマイズソフトウェアの作者等が共同して制作する場合は、コンテンツの属性や識別等の簡単な仕様を両者の間で決定し、コンテンツの作者等は、その仕様を管理情報に記述するだけでよい。また、カスタマイズソフトウェアの作者等が仕様を公開している場合は、コンテンツの作者等は、同様にその仕様を管理情報に記述するだけでよい。したがって、カスタマイズソフトウェアへのコンテンツの組込を容易に行うことができるとともにカスタマイズソフトウェアでの利用形態を容易に決定することができるという効果が得られる。

【0020】

〔発明 3〕 さらに、発明 3 のコンテンツ流通システムは、

ソフトウェアを実行可能なホスト端末と通信可能に接続し、単体で利用価値を有するコンテンツを流通させるシステムであって、

前記ソフトウェアは、前記コンテンツを取得するコンテンツ取得手段と、前記コンテンツ取得手段で取得したコンテンツの管理情報を取得する管理情報取得手段と、前記管理情報取得手段で取得した管理情報に基づいて、前記コンテンツ取得手段で取得したコンテンツを装飾要素としてまたは機能の一部として組み込むコンテンツ組込手段とを有するカスタマイズソフトウェアであり、

前記ホスト端末からの取得要求に応じて、前記コンテンツおよび前記管理情報をユーザ識別情報と対応付けて記憶するコンテンツ記憶手段から前記コンテンツを取得し、取得したコンテンツを前記ホスト端末に提供する第 1 コンテンツ提供手段と、

前記コンテンツ記憶手段から前記管理情報を取得し、取得した管理情報を前記ホスト端末に提供する管理情報提供手段と、

前記ホスト端末からの移転要求に応じて、前記コンテンツ記憶手段のユーザ識別情報の対応付けを更新することによりユーザ間で前記コンテンツを移転するコンテンツ移転手段と、

前記カスタマイズソフトウェアが実行されたホスト端末を利用するユーザの前記ユーザ識別情報を取得するユーザ識別情報取得手段と、

前記カスタマイズソフトウェアが実行されたホスト端末の当該カスタマイズソフトウェアからの取得要求に応じて、前記ユーザ識別情報取得手段で取得したユーザ識別情報に対応する前記コンテンツを前記コンテンツ記憶手段から取得し、取得したコンテンツを前記カスタマイズソフトウェアに提供する第2コンテンツ提供手段とを備えることを特徴とする。

10

【0021】

このような構成であれば、発明2のコンテンツ流通システムと同等の作用が得られる。異なるのは、管理情報を取得する形態である。

本システムでは、管理情報提供手段により、コンテンツ記憶手段から管理情報が取得され、取得された管理情報がホスト端末に提供される。ホスト端末では、取得した管理情報を記憶装置等に保持しておくことができる。

【0022】

また、本システムでは、カスタマイズソフトウェアから取得要求を受けると、第2コンテンツ提供手段により、取得されたユーザ識別情報に対応するコンテンツがコンテンツ記憶手段から取得され、取得されたコンテンツがカスタマイズソフトウェアに提供される。ホスト端末では、コンテンツ取得手段によりコンテンツが取得されると、管理情報取得手段により、取得されたコンテンツの管理情報が記憶装置等から取得される。そして、コンテンツ組込手段により、取得された管理情報に基づいて、取得されたコンテンツが装飾要素としてまたは機能の一部として組み込まれる。

20

【0023】

これにより、発明2のコンテンツ流通システムと同等の効果が得られる。

ここで、管理情報の提供は、本システムが自発的に行ってもよいし、ホスト端末からの要求に応じて行ってもよい。また、管理情報の取得は、管理情報提供手段と管理情報取得手段の間で直接行ってもよいし、ホスト端末の記憶装置等を介在させて間接的行ってもよい。

30

【0024】

〔発明4〕 さらに、発明4のコンテンツ流通システムは、

ソフトウェアを実行可能なホスト端末と通信可能に接続し、単体で利用価値を有するコンテンツを流通させるシステムであって、

前記ソフトウェアは、前記コンテンツの管理情報を取得する管理情報取得手段と、前記管理情報取得手段で取得した管理情報に対応する前記コンテンツを取得するコンテンツ取得手段と、前記管理情報取得手段で取得した管理情報に基づいて、前記コンテンツ取得手段で取得したコンテンツを装飾要素としてまたは機能の一部として組み込むコンテンツ組込手段とを有するカスタマイズソフトウェアであり、

40

前記ホスト端末からの取得要求に応じて、前記コンテンツおよび前記管理情報をユーザ識別情報と対応付けて記憶するコンテンツ記憶手段から前記コンテンツを取得し、取得したコンテンツを前記ホスト端末に提供するコンテンツ提供手段と、

前記ホスト端末からの移転要求に応じて、前記コンテンツ記憶手段のユーザ識別情報の対応付けを更新することによりユーザ間で前記コンテンツを移転するコンテンツ移転手段と、

前記カスタマイズソフトウェアが実行されたホスト端末を利用するユーザの前記ユーザ識別情報を取得するユーザ識別情報取得手段と、

前記カスタマイズソフトウェアが実行されたホスト端末の当該カスタマイズソフトウェ

50

アからの取得要求に応じて、前記ユーザ識別情報取得手段で取得したユーザ識別情報に対応する前記管理情報を前記コンテンツ記憶手段から取得し、取得した管理情報を前記カスタマイズソフトウェアに提供する管理情報提供手段とを備えることを特徴とする。

【0025】

このような構成であれば、発明2のコンテンツ流通システムと同等の作用が得られる。異なるのは、カスタマイズソフトウェアで利用するコンテンツを取得する形態である。

本システムでは、ホスト端末から取得要求を受けると、コンテンツ提供手段により、コンテンツ記憶手段からコンテンツが取得され、取得されたコンテンツがホスト端末に提供される。ホスト端末では、取得したコンテンツを記憶装置等に保持しておくことができる。

10

【0026】

また、本システムでは、カスタマイズソフトウェアから取得要求を受けると、管理情報提供手段により、取得されたユーザ識別情報に対応する管理情報がコンテンツ記憶手段から取得され、取得された管理情報がカスタマイズソフトウェアに提供される。ホスト端末では、管理情報取得手段により管理情報が取得されると、コンテンツ取得手段により、取得された管理情報に対応するコンテンツが記憶装置等から取得される。そして、コンテンツ組込手段により、取得された管理情報に基づいて、取得されたコンテンツが装飾要素としてまたは機能の一部として組み込まれる。

【0027】

これにより、発明2のコンテンツ流通システムと同等の効果が得られる。

20

ここで、コンテンツの取得は、コンテンツ提供手段とコンテンツ取得手段の間で直接行ってもよいし、ホスト端末の記憶装置等を介在させて間接的に行ってもよい。以下、発明5および6のコンテンツ流通システム、発明18および19のコンテンツ流通プログラム、並びに発明21および22のカスタマイズソフトウェアプログラムにおいて同じである。

【0028】

〔発明5〕 さらに、発明5のコンテンツ流通システムは、

ソフトウェアを実行可能なホスト端末と通信可能に接続し、単体で利用価値を有するコンテンツを流通させるシステムであって、

前記ソフトウェアは、前記コンテンツの利用許可を要求する利用許可要求手段と、前記コンテンツの利用許可通知を受信する利用許可通知受信手段と、前記利用許可通知受信手段で受信した利用許可通知に係る前記コンテンツを取得するコンテンツ取得手段と、前記コンテンツ取得手段で取得したコンテンツを装飾要素としてまたは機能の一部として組み込むコンテンツ組込手段とを有するカスタマイズソフトウェアであり、

30

前記ホスト端末からの取得要求に応じて、前記コンテンツをユーザ識別情報と対応付けて記憶するコンテンツ記憶手段から前記コンテンツを取得し、取得したコンテンツを前記ホスト端末に提供するコンテンツ提供手段と、

前記ホスト端末からの移転要求に応じて、前記コンテンツ記憶手段のユーザ識別情報の対応付けを更新することによりユーザ間で前記コンテンツを移転するコンテンツ移転手段と、

40

前記カスタマイズソフトウェアが実行されたホスト端末を利用するユーザの前記ユーザ識別情報を取得するユーザ識別情報取得手段と、

前記カスタマイズソフトウェアが実行されたホスト端末の当該カスタマイズソフトウェアからの利用許可要求に応じて、前記ユーザ識別情報取得手段で取得したユーザ識別情報に対応する前記コンテンツが前記コンテンツ記憶手段に存在するか否かを判定し、該当の前記コンテンツが存在すると判定したときは、前記該当のコンテンツの利用を許可することを示す前記利用許可通知を前記カスタマイズソフトウェアに送信する利用許可通知送信手段とを備えることを特徴とする。

【0029】

このような構成であれば、発明1のコンテンツ流通システムと同等の作用が得られる。

50

異なるのは、カスタマイズソフトウェアで利用するコンテンツを取得する形態である。

本システムでは、ホスト端末から取得要求を受けると、コンテンツ提供手段により、コンテンツ記憶手段からコンテンツが取得され、取得されたコンテンツがホスト端末に提供される。ホスト端末では、取得したコンテンツを記憶装置等に保持しておくことができる。

【0030】

ホスト端末では、カスタマイズソフトウェアが実行されると、利用許可要求手段により、コンテンツの利用許可要求が本システムに送信される。本システムでは、カスタマイズソフトウェアから利用許可要求を受けると、利用許可通知送信手段により、取得されたユーザ識別情報に対応するコンテンツがコンテンツ記憶手段に存在するか否かが判定される。その結果、該当のコンテンツが存在すると判定されると、該当のコンテンツの利用を許可することを示す利用許可通知がカスタマイズソフトウェアに送信される。ホスト端末では、利用許可通知受信手段によりコンテンツの利用許可通知を受信すると、コンテンツ取得手段により、受信した利用許可通知に係るコンテンツが記憶装置等から取得される。そして、コンテンツ組込手段により、取得されたコンテンツが装飾要素としてまたは機能の一部として組み込まれる。

10

これにより、発明1のコンテンツ流通システムと同等の効果が得られる。

【0031】

〔発明6〕 さらに、発明6のコンテンツ流通システムは、

ソフトウェアを実行可能なホスト端末と通信可能に接続し、単体で利用価値を有するコンテンツを流通させるシステムであって、

20

前記ソフトウェアは、前記コンテンツの利用許可を要求する利用許可要求手段と、前記コンテンツの利用許可通知を受信する利用許可通知受信手段と、前記利用許可通知受信手段で受信した利用許可通知に係る前記コンテンツおよびその管理情報を取得するコンテンツ取得手段と、前記コンテンツ取得手段で取得した管理情報に基づいて、前記コンテンツ取得手段で取得したコンテンツを装飾要素としてまたは機能の一部として組み込むコンテンツ組込手段とを有するカスタマイズソフトウェアであり、

前記ホスト端末からの取得要求に応じて、前記コンテンツおよび前記管理情報をユーザ識別情報と対応付けて記憶するコンテンツ記憶手段から前記コンテンツを取得し、取得したコンテンツを前記ホスト端末に提供するコンテンツ提供手段と、

30

前記コンテンツ記憶手段から前記管理情報を取得し、取得した管理情報を前記ホスト端末に提供する管理情報提供手段と、

前記ホスト端末からの移転要求に応じて、前記コンテンツ記憶手段のユーザ識別情報の対応付けを更新することによりユーザ間で前記コンテンツを移転するコンテンツ移転手段と、

前記カスタマイズソフトウェアが実行されたホスト端末を利用するユーザの前記ユーザ識別情報を取得するユーザ識別情報取得手段と、

前記カスタマイズソフトウェアが実行されたホスト端末の当該カスタマイズソフトウェアからの利用許可要求に応じて、前記ユーザ識別情報取得手段で取得したユーザ識別情報に対応する前記コンテンツが前記コンテンツ記憶手段に存在するか否かを判定し、該当の前記コンテンツが存在すると判定したときは、前記該当のコンテンツの利用を許可することを示す前記利用許可通知を前記カスタマイズソフトウェアに送信する利用許可通知送信手段とを備えることを特徴とする。

40

【0032】

このような構成であれば、発明5のコンテンツ流通システムと同等の作用が得られる。異なるのは、カスタマイズソフトウェアにおいてコンテンツを利用する形態である。

本システムでは、管理情報提供手段により、コンテンツ記憶手段から管理情報が取得され、取得された管理情報がホスト端末に提供される。ホスト端末では、取得した管理情報を記憶装置等に保持しておくことができる。

【0033】

50

また、ホスト端末では、利用許可通知受信手段によりコンテンツの利用許可通知を受信すると、コンテンツ取得手段により、受信した利用許可通知に係るコンテンツおよび管理情報が記憶装置等から取得される。そして、コンテンツ組込手段により、取得された管理情報に基づいて、取得されたコンテンツが装飾要素としてまたは機能の一部として組み込まれる。

【0034】

これにより、発明2のコンテンツ流通システムと同等の効果が得られる。

ここで、管理情報の提供は、本システムが自発的に行ってもよいし、ホスト端末からの要求に応じて行ってもよい。また、管理情報の取得は、管理情報提供手段とコンテンツ取得手段の間で直接行ってもよいし、ホスト端末の記憶装置等を介在させて間接的に行ってもよい。

10

【0035】

〔発明7〕 さらに、発明7のコンテンツ流通システムは、発明1ないし6のいずれか1のコンテンツ流通システムにおいて、

前記コンテンツ移転手段による移転を制限するコンテンツ移転制限手段をさらに備えることを特徴とする。

このような構成であれば、コンテンツ移転制限手段により、コンテンツ移転手段による移転が制限される。

これにより、コンテンツ移転制限手段の制限条件として課金条件等を設定すれば、コンテンツそのものの流通性を阻害せずに資本回収の構造を形成することができるという効果が得られる。

20

【0036】

〔発明8〕 さらに、発明8のコンテンツ流通システムは、発明1ないし3のいずれか1のコンテンツ流通システムにおいて、

前記第2コンテンツ提供手段による提供を制限するコンテンツ提供制限手段をさらに備えることを特徴とする。

このような構成であれば、コンテンツ提供制限手段により、第2コンテンツ提供手段による提供が制限される。

これにより、発明7のコンテンツ流通システムと同等の効果が得られる。

【0037】

30

〔発明9〕 さらに、発明9のコンテンツ流通システムは、発明4のコンテンツ流通システムにおいて、

前記管理情報提供手段による提供を制限する管理情報提供制限手段をさらに備えることを特徴とする。

このような構成であれば、管理情報提供制限手段により、管理情報提供手段による提供が制限される。

これにより、発明7のコンテンツ流通システムと同等の効果が得られる。

【0038】

〔発明10〕 さらに、発明10のコンテンツ流通システムは、発明5および6のいずれか1のコンテンツ流通システムにおいて、

40

前記利用許可通知送信手段による送信を制限する利用許可通知送信制限手段をさらに備えることを特徴とする。

このような構成であれば、利用許可通知送信制限手段により、利用許可通知送信手段による送信が制限される。

これにより、発明7のコンテンツ流通システムと同等の効果が得られる。

【0039】

〔発明11〕 さらに、発明11のコンテンツ流通システムは、発明2および3のいずれか1のコンテンツ流通システムにおいて、

前記コンテンツ記憶手段は、前記コンテンツおよび前記管理情報をユーザ識別情報と対応付けて記憶するとともに、前記コンテンツおよびその第2管理情報をソフトウェア識別

50

情報と対応付けて記憶し、

前記カスタマイズソフトウェアが実行されたホスト端末の当該カスタマイズソフトウェアの前記ソフトウェア識別情報を取得するソフトウェア識別情報取得手段をさらに備え、

前記第2コンテンツ提供手段は、前記ユーザ識別情報取得手段で取得したユーザ識別情報および前記ソフトウェア識別情報取得手段で取得したソフトウェア識別情報に対応する前記コンテンツに対応付けられた前記第2管理情報を前記コンテンツ記憶手段から取得し、取得した第2管理情報を前記カスタマイズソフトウェアに提供するようになっていることを特徴とする。

【0040】

このような構成であれば、ソフトウェア識別情報取得手段により、カスタマイズソフトウェアのソフトウェア識別情報が取得される。そして、第2コンテンツ提供手段により、取得されたユーザ識別情報およびソフトウェア識別情報に対応するコンテンツに対応付けられた第2管理情報がコンテンツ記憶手段から取得され、取得された第2管理情報がカスタマイズソフトウェアに提供される。

10

【0041】

これにより、カスタマイズソフトウェアの作者等は、コンテンツ記憶手段の各コンテンツに対して自己のカスタマイズソフトウェアに適合する管理情報を設定することができるという効果が得られる。

ここで、ソフトウェア識別情報取得手段は、カスタマイズソフトウェアのソフトウェア識別情報を取得するようになっていればどのような構成であってもよく、例えば、ユーザ識別情報取得手段で例示した3つの構成と同様の構成が含まれる。以下、発明12および13のコンテンツ流通システムにおいて同じである。

20

【0042】

また、第2管理情報は、管理情報とは別に設けてもよいし、管理情報と一体に設けてもよい。コンテンツの作者等の設定を尊重する観点からは、管理情報とは別体に設け、かつ、管理情報と第2管理情報の内容が矛盾する点については管理情報の内容を優先するのが好ましい。以下、発明12ないし16のコンテンツ流通システムにおいて同じである。

【0043】

〔発明12〕 さらに、発明12のコンテンツ流通システムは、発明4のコンテンツ流通システムにおいて、

30

前記コンテンツ記憶手段は、前記コンテンツおよび前記管理情報をユーザ識別情報と対応付けて記憶するとともに、前記コンテンツおよびその第2管理情報をソフトウェア識別情報と対応付けて記憶し、

前記カスタマイズソフトウェアが実行されたホスト端末の当該カスタマイズソフトウェアの前記ソフトウェア識別情報を取得するソフトウェア識別情報取得手段をさらに備え、

前記管理情報提供手段は、前記ユーザ識別情報取得手段で取得したユーザ識別情報および前記ソフトウェア識別情報取得手段で取得したソフトウェア識別情報に対応する前記コンテンツに対応付けられた前記第2管理情報を前記コンテンツ記憶手段から取得し、取得した第2管理情報を前記カスタマイズソフトウェアに提供するようになっていることを特徴とする。

40

【0044】

このような構成であれば、ソフトウェア識別情報取得手段により、カスタマイズソフトウェアのソフトウェア識別情報が取得される。そして、管理情報提供手段により、取得されたユーザ識別情報およびソフトウェア識別情報に対応するコンテンツに対応付けられた第2管理情報がコンテンツ記憶手段から取得され、取得された第2管理情報がカスタマイズソフトウェアに提供される。

これにより、発明11のコンテンツ流通システムと同等の効果が得られる。

【0045】

〔発明13〕 さらに、発明13のコンテンツ流通システムは、発明6のコンテンツ流通システムにおいて、

50

前記コンテンツ記憶手段は、前記コンテンツおよび前記管理情報をユーザ識別情報と対応付けて記憶するとともに、前記コンテンツおよびその第2管理情報をソフトウェア識別情報と対応付けて記憶し、

前記カスタマイズソフトウェアが実行されたホスト端末の当該カスタマイズソフトウェアの前記ソフトウェア識別情報を取得するソフトウェア識別情報取得手段をさらに備え、

前記利用許可通知送信手段は、前記ユーザ識別情報取得手段で取得したユーザ識別情報および前記ソフトウェア識別情報取得手段で取得したソフトウェア識別情報に対応する前記コンテンツに対応付けられた前記第2管理情報を前記コンテンツ記憶手段から取得し、取得した第2管理情報を前記カスタマイズソフトウェアに提供するようになっていることを特徴とする。

10

【0046】

このような構成であれば、ソフトウェア識別情報取得手段により、カスタマイズソフトウェアのソフトウェア識別情報が取得される。そして、利用許可通知送信手段により、取得されたユーザ識別情報およびソフトウェア識別情報に対応するコンテンツに対応付けられた第2管理情報がコンテンツ記憶手段から取得され、取得された第2管理情報がカスタマイズソフトウェアに提供される。

これにより、発明11のコンテンツ流通システムと同等の効果が得られる。

【0047】

〔発明14〕 さらに、発明14のコンテンツ流通システムは、発明2および3のいずれか1のコンテンツ流通システムにおいて、

20

前記ホスト端末を利用するユーザの前記ユーザ識別情報を取得する第2ユーザ識別情報取得手段と、

前記第2ユーザ識別情報取得手段で取得したユーザ識別情報に対応する前記コンテンツを前記コンテンツ記憶手段から取得し、取得したコンテンツの一覧を前記ホスト端末に提示するコンテンツ一覧提示手段と、

前記コンテンツの第2管理情報を入力する管理情報入力手段と、

前記コンテンツの一覧のなかから指定されたコンテンツおよび前記管理情報入力手段で入力した第2管理情報を、前記第2ユーザ識別情報取得手段で取得したユーザ識別情報と対応付けて前記コンテンツ記憶手段に登録する管理情報登録手段とをさらに備え、

前記第2コンテンツ提供手段は、前記ユーザ識別情報取得手段で取得したユーザ識別情報に対応する前記第2管理情報を前記コンテンツ記憶手段から取得し、取得した第2管理情報を前記カスタマイズソフトウェアに提供するようになっていることを特徴とする。

30

【0048】

このような構成であれば、第2ユーザ識別情報取得手段により、ホスト端末を利用するユーザのユーザ識別情報が取得され、コンテンツ一覧提示手段により、取得されたユーザ識別情報に対応するコンテンツがコンテンツ記憶手段から取得され、取得されたコンテンツの一覧がホスト端末に提示される。ユーザは、ホスト端末においてコンテンツの指定および第2管理情報を入力すると、本システムでは、管理情報入力手段により第2管理情報が入力され、管理情報登録手段により、コンテンツの一覧のなかから指定されたコンテンツおよび入力された第2管理情報が、取得されたユーザ識別情報と対応付けられてコンテンツ記憶手段に登録される。そして、第2コンテンツ提供手段により、取得されたユーザ識別情報に対応する第2管理情報がコンテンツ記憶手段から取得され、取得された第2管理情報がカスタマイズソフトウェアに提供される。

40

【0049】

これにより、コンテンツの作者その他の所有者等は、自己のコンテンツに対して所望のカスタマイズソフトウェアに適合する管理情報を設定することができるという効果が得られる。

ここで、第2ユーザ識別情報取得手段は、ホスト端末を利用するユーザのユーザ識別情報を取得するようになっていればどのような構成であってもよく、例えば、ユーザ識別情報取得手段で例示した3つの構成と同様の構成が含まれる。以下、発明15および16の

50

コンテンツ流通システムにおいて同じである。

【0050】

〔発明15〕 さらに、発明15のコンテンツ流通システムは、発明4のコンテンツ流通システムにおいて、

前記ホスト端末を利用するユーザの前記ユーザ識別情報を取得する第2ユーザ識別情報取得手段と、

前記第2ユーザ識別情報取得手段で取得したユーザ識別情報に対応する前記コンテンツを前記コンテンツ記憶手段から取得し、取得したコンテンツの一覧を前記ホスト端末に提示するコンテンツ一覧提示手段と、

前記コンテンツの第2管理情報を入力する管理情報入力手段と、

前記コンテンツの一覧のなかから指定されたコンテンツおよび前記管理情報入力手段で入力した第2管理情報を、前記第2ユーザ識別情報取得手段で取得したユーザ識別情報と対応付けて前記コンテンツ記憶手段に登録する管理情報登録手段とをさらに備え、

前記管理情報提供手段は、前記ユーザ識別情報取得手段で取得したユーザ識別情報に対応する前記第2管理情報を前記コンテンツ記憶手段から取得し、取得した第2管理情報を前記カスタマイズソフトウェアに提供するようになっていることを特徴とする。

【0051】

このような構成であれば、発明14のコンテンツ流通システムと同等の作用が得られる。異なるのは、第2管理情報を提供する形態である。

本システムでは、管理情報提供手段により、取得されたユーザ識別情報に対応する第2管理情報がコンテンツ記憶手段から取得され、取得された第2管理情報がカスタマイズソフトウェアに提供される。

これにより、発明14のコンテンツ流通システムと同等の効果が得られる。

【0052】

〔発明16〕 さらに、発明16のコンテンツ流通システムは、発明6のコンテンツ流通システムにおいて、

前記ホスト端末を利用するユーザの前記ユーザ識別情報を取得する第2ユーザ識別情報取得手段と、

前記第2ユーザ識別情報取得手段で取得したユーザ識別情報に対応する前記コンテンツを前記コンテンツ記憶手段から取得し、取得したコンテンツの一覧を前記ホスト端末に提示するコンテンツ一覧提示手段と、

前記コンテンツの第2管理情報を入力する管理情報入力手段と、

前記コンテンツの一覧のなかから指定されたコンテンツおよび前記管理情報入力手段で入力した第2管理情報を、前記第2ユーザ識別情報取得手段で取得したユーザ識別情報と対応付けて前記コンテンツ記憶手段に登録する管理情報登録手段とをさらに備え、

前記利用許可通知送信手段は、前記ユーザ識別情報取得手段で取得したユーザ識別情報に対応する前記第2管理情報を前記コンテンツ記憶手段から取得し、取得した第2管理情報を前記カスタマイズソフトウェアに提供するようになっていることを特徴とする。

【0053】

このような構成であれば、発明14のコンテンツ流通システムと同等の作用が得られる。異なるのは、第2管理情報を提供する形態である。

本システムでは、利用許可通知送信手段により、取得されたユーザ識別情報に対応する第2管理情報がコンテンツ記憶手段から取得され、取得された第2管理情報がカスタマイズソフトウェアに提供される。

これにより、発明14のコンテンツ流通システムと同等の効果が得られる。

【0054】

〔発明17〕 一方、上記目的を達成するために、発明17のコンテンツ流通プログラムは、

ソフトウェアを実行可能なホスト端末と通信可能に接続し、単体で利用価値を有するコンテンツを流通させるプログラムであって、

10

20

30

40

50

前記ソフトウェアは、前記コンテンツを取得するコンテンツ取得手段と、前記コンテンツ取得手段で取得したコンテンツを装飾要素としてまたは機能の一部として組み込むコンテンツ組込手段とを有するカスタマイズソフトウェアであり、

前記ホスト端末からの取得要求に応じて、前記コンテンツをユーザ識別情報と対応付けて記憶するコンテンツ記憶手段から前記コンテンツを取得し、取得したコンテンツを前記ホスト端末に提供する第1コンテンツ提供手段と、

前記ホスト端末からの移転要求に応じて、前記コンテンツ記憶手段のユーザ識別情報の対応付けを更新することによりユーザ間で前記コンテンツを移転するコンテンツ移転手段と、

前記カスタマイズソフトウェアが実行されたホスト端末を利用するユーザの前記ユーザ識別情報を取得するユーザ識別情報取得手段と、 10

前記カスタマイズソフトウェアが実行されたホスト端末の当該カスタマイズソフトウェアからの取得要求に応じて、前記ユーザ識別情報取得手段で取得したユーザ識別情報に対応する前記コンテンツを前記コンテンツ記憶手段から取得し、取得したコンテンツを前記カスタマイズソフトウェアに提供する第2コンテンツ提供手段とからなる処理をコンピュータに実行させるためのプログラムを含むことを特徴とする。

このような構成であれば、コンピュータによってプログラムが読み取られ、読み取られたプログラムに従ってコンピュータが処理を実行すると、発明1のコンテンツ流通システムと同等の作用および効果が得られる。

【0055】

20

〔発明18〕 さらに、発明18のコンテンツ流通プログラムは、

ソフトウェアを実行可能なホスト端末と通信可能に接続し、単体で利用価値を有するコンテンツを流通させるプログラムであって、

前記ソフトウェアは、前記コンテンツの管理情報を取得する管理情報取得手段と、前記管理情報取得手段で取得した管理情報に対応する前記コンテンツを取得するコンテンツ取得手段と、前記管理情報取得手段で取得した管理情報に基づいて、前記コンテンツ取得手段で取得したコンテンツを装飾要素としてまたは機能の一部として組み込むコンテンツ組込手段とを有するカスタマイズソフトウェアであり、

前記ホスト端末からの取得要求に応じて、前記コンテンツおよび前記管理情報をユーザ識別情報と対応付けて記憶するコンテンツ記憶手段から前記コンテンツを取得し、取得したコンテンツを前記ホスト端末に提供するコンテンツ提供手段と、 30

前記ホスト端末からの移転要求に応じて、前記コンテンツ記憶手段のユーザ識別情報の対応付けを更新することによりユーザ間で前記コンテンツを移転するコンテンツ移転手段と、

前記カスタマイズソフトウェアが実行されたホスト端末を利用するユーザの前記ユーザ識別情報を取得するユーザ識別情報取得手段と、

前記カスタマイズソフトウェアが実行されたホスト端末の当該カスタマイズソフトウェアからの取得要求に応じて、前記ユーザ識別情報取得手段で取得したユーザ識別情報に対応する前記管理情報を前記コンテンツ記憶手段から取得し、取得した管理情報を前記カスタマイズソフトウェアに提供する管理情報提供手段とからなる処理をコンピュータに実行 40

させるためのプログラムを含むことを特徴とする。
このような構成であれば、コンピュータによってプログラムが読み取られ、読み取られたプログラムに従ってコンピュータが処理を実行すると、発明4のコンテンツ流通システムと同等の作用および効果が得られる。

【0056】

〔発明19〕 さらに、発明19のコンテンツ流通プログラムは、

ソフトウェアを実行可能なホスト端末と通信可能に接続し、単体で利用価値を有するコンテンツを流通させるプログラムであって、

前記ソフトウェアは、前記コンテンツの利用許可を要求する利用許可要求手段と、前記コンテンツの利用許可通知を受信する利用許可通知受信手段と、前記利用許可通知受信手 50

段で受信した利用許可通知に係る前記コンテンツを取得するコンテンツ取得手段と、前記コンテンツ取得手段で取得したコンテンツを装飾要素としてまたは機能の一部として組み込むコンテンツ組込手段とを有するカスタマイズソフトウェアであり、

前記ホスト端末からの取得要求に応じて、前記コンテンツをユーザ識別情報と対応付けて記憶するコンテンツ記憶手段から前記コンテンツを取得し、取得したコンテンツを前記ホスト端末に提供するコンテンツ提供手段と、

前記ホスト端末からの移転要求に応じて、前記コンテンツ記憶手段のユーザ識別情報の対応付けを更新することによりユーザ間で前記コンテンツを移転するコンテンツ移転手段と、

前記カスタマイズソフトウェアが実行されたホスト端末を利用するユーザの前記ユーザ識別情報を取得するユーザ識別情報取得手段と、 10

前記カスタマイズソフトウェアが実行されたホスト端末の当該カスタマイズソフトウェアからの利用許可要求に応じて、前記ユーザ識別情報取得手段で取得したユーザ識別情報に対応する前記コンテンツが前記コンテンツ記憶手段に存在するか否かを判定し、該当の前記コンテンツが存在すると判定したときは、前記該当のコンテンツの利用を許可することを示す前記利用許可通知を前記カスタマイズソフトウェアに送信する利用許可通知送信手段とからなる処理をコンピュータに実行させるためのプログラムを含むことを特徴とする。

このような構成であれば、コンピュータによってプログラムが読み取られ、読み取られたプログラムに従ってコンピュータが処理を実行すると、発明5のコンテンツ流通システムと同等の作用および効果が得られる。 20

【0057】

〔発明20〕 一方、上記目的を達成するために、発明20のカスタマイズソフトウェアプログラムは、

発明1のコンテンツ流通システムを利用するカスタマイズソフトウェアのプログラムであって、

単体で利用価値を有するコンテンツを取得するコンテンツ取得手段と、前記コンテンツ取得手段で取得したコンテンツを装飾要素としてまたは機能の一部として組み込むコンテンツ組込手段とからなる処理を実行させるためのプログラムを含むことを特徴とする。

このような構成であれば、発明1のコンテンツ流通システムと通信可能に接続するホスト端末で実行されると、発明1のコンテンツ流通システムにおけるカスタマイズソフトウェアと同等の作用が得られる。したがって、発明1のコンテンツ流通システムと同等の効果が得られる。 30

【0058】

〔発明21〕 さらに、発明21のカスタマイズソフトウェアプログラムは、

発明4のコンテンツ流通システムを利用するカスタマイズソフトウェアのプログラムであって、

単体で利用価値を有するコンテンツの管理情報を取得する管理情報取得手段と、前記管理情報取得手段で取得した管理情報に対応する前記コンテンツを取得するコンテンツ取得手段と、前記管理情報取得手段で取得した管理情報に基づいて、前記コンテンツ取得手段で取得したコンテンツを装飾要素としてまたは機能の一部として組み込むコンテンツ組込手段とからなる処理を実行させるためのプログラムを含むことを特徴とする。 40

このような構成であれば、発明4のコンテンツ流通システムと通信可能に接続するホスト端末で実行されると、発明4のコンテンツ流通システムにおけるカスタマイズソフトウェアと同等の作用が得られる。したがって、発明4のコンテンツ流通システムと同等の効果が得られる。

【0059】

〔発明22〕 さらに、発明22のカスタマイズソフトウェアプログラムは、

発明5のコンテンツ流通システムを利用するカスタマイズソフトウェアのプログラムであって、

単体で利用価値を有するコンテンツの利用許可を要求する利用許可要求手段と、前記コンテンツの利用許可通知を受信する利用許可通知受信手段と、前記利用許可通知受信手段で受信した利用許可通知に係る前記コンテンツを取得するコンテンツ取得手段と、前記コンテンツ取得手段で取得したコンテンツを装飾要素としてまたは機能の一部として組み込むコンテンツ組込手段とからなる処理を実行させるためのプログラムを含むことを特徴とする。

このような構成であれば、発明5のコンテンツ流通システムと通信可能に接続するホスト端末で実行されると、発明5のコンテンツ流通システムにおけるカスタマイズソフトウェアと同等の作用が得られる。したがって、発明5のコンテンツ流通システムと同等の効果が得られる。

10

【発明を実施するための最良の形態】

【0060】

以下、本発明の第1の実施の形態を図面を参照しながら説明する。図1ないし図19は、本発明に係るコンテンツ流通システム、コンテンツ流通プログラムおよびカスタマイズソフトウェアプログラムの第1の実施の形態を示す図である。

本実施の形態は、本発明に係るコンテンツ流通システム、コンテンツ流通プログラムおよびカスタマイズソフトウェアプログラムを、複数のユーザ間でコンテンツを交換しながらカスタマイズソフトウェアによりコンテンツを利用する場合について適用したものである。

【0061】

20

まず、本発明を適用するネットワークシステムの構成を図1を参照しながら説明する。

図1は、本発明を適用するネットワークシステムの構成を示すブロック図である。

ネットワーク199には、図1に示すように、コンテンツを管理するコンテンツ管理サーバ100と、複数のホスト端末200とが接続されている。

コンテンツ管理サーバ100は、コンテンツを記憶するコンテンツ記憶部10を有して構成されている。コンテンツは、画像データ、動画データ、音楽データ、テキストデータ、カスタマイズソフトウェアまたはそれ以外のソフトウェアからなる。カスタマイズソフトウェア20は、コンテンツおよびその管理情報を取得するコンテンツ取得部21と、コンテンツ取得部21で取得した管理情報に基づいて、コンテンツ取得部21で取得したコンテンツを装飾要素としてまたは機能の一部として組み込むコンテンツ組込部22とを有して構成されている。

30

【0062】

コンテンツ管理サーバ100は、さらに、ホスト端末200からの登録要求に応じてコンテンツおよび管理情報をユーザIDと対応付けてコンテンツ記憶部10に登録するコンテンツ登録部11と、ホスト端末200からの取得要求に応じてコンテンツ記憶部10のコンテンツをホスト端末200に提供するコンテンツ提供部12とを有して構成されている。

【0063】

コンテンツ管理サーバ100は、さらに、ホスト端末200からの移転要求に応じてユーザ間でコンテンツを移転するコンテンツ移転部13と、ホスト端末200からユーザIDを取得するユーザID取得部14と、カスタマイズソフトウェア20からの取得要求に応じてコンテンツ記憶部10のコンテンツおよび管理情報を提供するコンテンツ提供部15とを有して構成されている。

40

【0064】

コンテンツ提供部15は、ユーザID取得部14で取得したユーザIDに対応するコンテンツおよび管理情報をコンテンツ記憶部10から取得し、取得したコンテンツおよび管理情報をカスタマイズソフトウェア20に提供する。

コンテンツ管理サーバ100は、さらに、各ユーザごとにポイント情報を記憶するポイント情報記憶部16と、ポイント情報記憶部16のポイント情報に基づいてコンテンツ移転部13がコンテンツを移転するのを制限するコンテンツ移転制限部17とを有して構成

50

されている。

【0065】

コンテンツ移転制限部17は、コンテンツの移転を要求するユーザのポイント残高が、そのコンテンツの移転に必要なポイント数よりも少ないと判定したときは、そのコンテンツの移転を禁止する。

ホスト端末200は、コンテンツの登録を要求するコンテンツ登録要求部23と、コンテンツの移転を要求するコンテンツ移転要求部24と、コンテンツを記憶するコンテンツ記憶部25と、コンテンツ管理サーバ100からコンテンツを取得してコンテンツ記憶部25に保存するコンテンツ取得部26とを有して構成されている。

【0066】

ホスト端末200は、さらに、カスタマイズソフトウェア20の実行を要求する実行要求部27と、実行要求部27からの実行要求に応じてコンテンツ記憶部25のカスタマイズソフトウェア20を実行するソフトウェア実行部28とを有して構成されている。

次に、コンテンツ管理サーバ100の構成を説明する。

図2は、コンテンツ管理サーバ100のハードウェア構成を示すブロック図である。

【0067】

コンテンツ管理サーバ100は、図2に示すように、制御プログラムに基づいて演算およびシステム全体を制御するCPU50と、所定領域にあらかじめCPU50の制御プログラム等を格納しているROM52と、ROM52等から読み出したデータやCPU50の演算過程に必要な演算結果を格納するためのRAM54と、外部装置に対してデータの

【0068】

I/F58には、外部装置として、ヒューマンインターフェースとしてデータの入力可能なキーボードやマウス等からなる入力装置60と、データやテーブル等をファイルとして格納する記憶装置62と、画像信号に基づいて画面を表示する表示装置64と、ネットワーク199に接続するための信号線とが接続されている。

記憶装置62は、複数のコンテンツを記憶するとともにコンテンツ管理テーブル400を記憶している。

【0069】

図3は、コンテンツ管理テーブル400のデータ構造を示す図である。

コンテンツ管理テーブル400には、図3に示すように、コンテンツを所有する各ユーザごとに1または複数のレコードが登録されている。各レコードは、ユーザを識別するためのユーザIDを登録するフィールド402と、コンテンツを識別するためのコンテンツIDを登録するフィールド404と、コンテンツのファイル名を登録するフィールド406と、コンテンツの移転形態を登録するフィールド408と、コンテンツの所有形態を登録するフィールド410とを含んで構成されている。さらに、コンテンツの作者が設定した管理情報1を登録するフィールド412と、コンテンツの転得者(作者以外の所有者をいう。)が設定した管理情報2を登録するフィールド414と、コンテンツの説明情報を登録するフィールド416と、コンテンツの移転に必要なポイント数を登録するフィールド418とを含んで構成されている。

【0070】

図3の例では、第2段目のレコードは、ユーザ01(ユーザID「user01」のユーザをいう。以下、同様に略記する。)がコンテンツ02(コンテンツID「con02」のコンテンツをいう。以下、同様に略記する。)を所有していることを示している。

移転形態は、コンテンツの作者が設定するものであり、「コピー」か「オリジナル」を選択することができる。「コピー」を選択した場合は、コンテンツの移転があっても所有者の手元にコンテンツが残るのに対し、「オリジナル」を選択した場合は、コンテンツの移転があったときに所有者の手元にはコンテンツが残らない。

所有形態は、所有しているコンテンツがオリジナルかコピーかを示すものである。移転

10

20

30

40

50

形態が「コピー」の場合に移転を受けたコンテンツの所有形態は、「コピー」となるのに対し、移転形態が「オリジナル」の場合に移転を受けたコンテンツの所有形態、および作者が所有するコンテンツの所有形態は、「オリジナル」となる。

【0071】

第2段目のレコードには、さらに、管理情報1として「ソフト02、画像、背景」が登録されている。これは、ソフトウェア「ソフト02」（「ソフト02」という名称のカスタマイズソフトウェア20をいう。以下、同様に略記する。）でコンテンツ02を静止画の背景として利用することを示している。一方、第5段目のレコードには、管理情報1として「ソフト02、Webデータ収集、拡張機能」が登録されている。これは、ソフトウェア「ソフト02」に、Webデータを収集する拡張機能としてコンテンツ05を組み込むことを示している。これらの内容は、ソフトウェア「ソフト02」の仕様に準じて登録する。

10

【0072】

第2段目のレコードには、さらに、管理情報2として「アイコン」が登録されている。これは、カスタマイズソフトウェア20でコンテンツ02をアイコンとしても利用することを示している。管理情報2は、管理情報1に追加される情報である。管理情報1,2の内容が矛盾する場合は、カスタマイズソフトウェア20において管理情報1の内容が優先される。コンテンツの作者の設定を尊重するためである。

第2段目のレコードには、さらに、必要ポイント数として「20」が登録されている。これは、コンテンツ02の移転には20ポイント必要であることを示している。

記憶装置62は、さらに、管理情報テーブル420を記憶している。

20

【0073】

図4は、管理情報テーブル420のデータ構造を示す図である。

管理情報テーブル420には、図4に示すように、1または複数のレコードが登録されている。各レコードは、カスタマイズソフトウェア20のコンテンツIDを登録するフィールド422と、他のコンテンツのコンテンツIDを登録するフィールド424と、カスタマイズソフトウェア20の作者が設定した管理情報3を登録するフィールド426とを含んで構成されている。

【0074】

図4の例では、第1段目のレコードは、コンテンツ01を所有するユーザがコンテンツID「con05」のカスタマイズソフトウェア20を利用する場合は、コンテンツ01の管理情報1,2に加えて「ソフト01、画像、背景」の管理情報3が追加されることを示している。これは、ソフトウェア「ソフト01」でコンテンツ01を静止画の背景として利用することを示している。管理情報3は、管理情報1に追加される情報である。管理情報1,3の内容が矛盾する場合は、カスタマイズソフトウェア20において管理情報1の内容が優先される。

30

記憶装置62は、さらに、ポイント情報テーブル440を記憶している。

【0075】

図5は、ポイント情報テーブル440のデータ構造を示す図である。

ポイント情報テーブル440には、図5に示すように、各ユーザごとに1つのレコードが登録されている。各レコードは、ユーザIDを登録するフィールド442と、ポイント残高を登録するフィールド444とを含んで構成されている。

40

図5の例では、第1段目のレコードは、ユーザ01のポイント残高が500ポイントであることを示している。

【0076】

次に、CPU50の処理を説明する。

CPU50は、マイクロプロセッシングユニット等からなり、ROM52の所定領域に格納されている所定のプログラムを起動させ、そのプログラムに従って、図6ないし図11のフローチャートに示すコンテンツ登録処理、第1管理情報登録処理、第2管理情報登録処理、第1コンテンツ提供処理、コンテンツ移転処理および第2コンテンツ提供処理をそれぞれ時分割で実行する。

50

【 0 0 7 7 】

初めに、コンテンツ登録処理を説明する。

図 6 は、コンテンツ登録処理を示すフローチャートである。

コンテンツ登録処理は、ホスト端末 2 0 0 からの登録要求に応じてコンテンツおよび管理情報 1 を登録する処理であって、CPU 5 0 において実行されると、図 6 に示すように、まず、ステップ S 1 0 0 に移行する。

ステップ S 1 0 0 では、コンテンツの登録要求を受信したか否かを判定し、登録要求を受信したと判定したとき(Yes)は、ステップ S 1 0 2 に移行するが、そうでないと判定したとき(No)は、登録要求を受信するまでステップ S 1 0 0 で待機する。

【 0 0 7 8 】

ステップ S 1 0 2 では、要求元のホスト端末 2 0 0 からユーザ ID を取得し、ステップ S 1 0 4 に移行して、コンテンツを受信し、ステップ S 1 0 6 に移行して、管理情報 1 を受信し、ステップ S 1 0 8 に移行する。

ステップ S 1 0 8 では、コンテンツの説明情報を受信し、ステップ S 1 1 0 に移行して、コンテンツの移転に必要なポイント数を示すポイント情報を取得し、ステップ S 1 1 2 に移行して、コンテンツの移転形態を示す移転形態情報を受信し、ステップ S 1 1 4 に移行する。

ステップ S 1 1 4 では、受信したコンテンツに対してコンテンツ ID を発行し、ステップ S 1 1 6 に移行して、受信したコンテンツを記憶装置 6 2 に登録し、ステップ S 1 1 8 に移行する。

【 0 0 7 9 】

ステップ S 1 1 8 では、取得したユーザ ID、発行したコンテンツ ID、並びに受信したコンテンツのファイル名、移転形態情報、管理情報 1、説明情報およびポイント情報に基づいて、コンテンツ管理テーブル 4 0 0 に新たなレコードを登録する。所有形態は「オリジナル」を登録する。

ステップ S 1 1 8 の処理が終了すると、一連の処理を終了して元の処理に復帰させる。

【 0 0 8 0 】

次に、第 1 管理情報登録処理を説明する。

図 7 は、第 1 管理情報登録処理を示すフローチャートである。

第 1 管理情報登録処理は、ホスト端末 2 0 0 からの設定要求に応じて管理情報 3 を登録する処理であって、CPU 5 0 において実行されると、図 7 に示すように、まず、ステップ S 1 5 0 に移行する。

【 0 0 8 1 】

ステップ S 1 5 0 では、ホスト端末 2 0 0 からの提示要求に係るコンテンツを要求元のホスト端末 2 0 0 に提示し、ステップ S 1 5 2 に移行する。

ステップ S 1 5 2 では、管理情報の設定要求を受信したか否かを判定し、設定要求を受信したと判定したとき(Yes)は、ステップ S 1 5 4 に移行するが、そうでないと判定したとき(No)は、設定要求を受信するまでステップ S 1 5 2 で待機する。

【 0 0 8 2 】

ステップ S 1 5 4 では、カスタマイズソフトウェア 2 0 のコンテンツ ID を受信し、ステップ S 1 5 6 に移行して、管理情報 3 を受信し、ステップ S 1 5 8 に移行する。

ステップ S 1 5 8 では、受信した設定要求に係るコンテンツのコンテンツ ID を取得し、ステップ S 1 6 0 に移行して、受信したコンテンツ ID、取得したコンテンツ ID および受信した管理情報 3 に基づいて管理情報テーブル 4 2 0 を更新し、一連の処理を終了して元の処理に復帰させる。

【 0 0 8 3 】

次に、第 2 管理情報登録処理を説明する。

図 8 は、第 2 管理情報登録処理を示すフローチャートである。

第 2 管理情報登録処理は、ホスト端末 2 0 0 からの設定要求に応じて管理情報 2 を登録する処理であって、CPU 5 0 において実行されると、図 8 に示すように、まず、ステッ

10

20

30

40

50

ブ S 2 0 0 に移行する。

ステップ S 2 0 0 では、アクセスのあったホスト端末 2 0 0 からユーザ ID を取得し、ステップ S 2 0 2 に移行して、コンテンツ管理テーブル 4 0 0 に基づいて、取得したユーザ ID に対応するコンテンツの一覧を要求元のホスト端末 2 0 0 に提示し、ステップ S 2 0 4 に移行する。

【 0 0 8 4 】

ステップ S 2 0 4 では、管理情報の設定要求を受信したか否かを判定し、設定要求を受信したと判定したとき (Yes) は、ステップ S 2 0 6 に移行するが、そうでないと判定したとき (No) は、設定要求を受信するまでステップ S 2 0 4 で待機する。

ステップ S 2 0 6 では、管理情報 2 を受信し、ステップ S 2 0 8 に移行して、受信した設定要求に係るコンテンツのコンテンツ ID を取得し、ステップ S 2 1 0 に移行して、取得したコンテンツ ID および受信した管理情報 2 に基づいてコンテンツ管理テーブル 4 0 0 を更新し、一連の処理を終了して元の処理に復帰させる。

10

【 0 0 8 5 】

次に、第 1 コンテンツ提供処理を説明する。

図 9 は、第 1 コンテンツ提供処理を示すフローチャートである。

第 1 コンテンツ提供処理は、ホスト端末 2 0 0 からの取得要求に応じてコンテンツを提供する処理であって、CPU 5 0 において実行されると、図 9 に示すように、まず、ステップ S 2 5 0 に移行する。

ステップ S 2 5 0 では、ホスト端末 2 0 0 からの提示要求に係るコンテンツを要求元のホスト端末 2 0 0 に提示し、ステップ S 2 5 2 に移行する。

20

【 0 0 8 6 】

ステップ S 2 5 2 では、コンテンツの取得要求を受信したか否かを判定し、取得要求を受信したと判定したとき (Yes) は、ステップ S 2 5 4 に移行するが、そうでないと判定したとき (No) は、取得要求を受信するまでステップ S 2 5 2 で待機する。

ステップ S 2 5 4 では、コンテンツ管理テーブル 4 0 0 に基づいて、受信した取得要求に係るコンテンツを記憶装置 6 2 から読み出し、ステップ S 2 5 6 に移行して、読み出したコンテンツを要求元のホスト端末 2 0 0 に送信し、一連の処理を終了して元の処理に復帰させる。

【 0 0 8 7 】

30

次に、コンテンツ移転処理を説明する。

図 1 0 は、コンテンツ移転処理を示すフローチャートである。

コンテンツ移転処理は、ホスト端末 2 0 0 からの移転要求に応じてコンテンツを移転する処理であって、CPU 5 0 において実行されると、図 1 0 に示すように、まず、ステップ S 3 0 0 に移行する。

ステップ S 3 0 0 では、ホスト端末 2 0 0 からの提示要求に係るコンテンツを要求元のホスト端末 2 0 0 に提示し、ステップ S 3 0 2 に移行する。

ステップ S 3 0 2 では、コンテンツの移転要求を受信したか否かを判定し、移転要求を受信したと判定したとき (Yes) は、ステップ S 3 0 4 に移行するが、そうでないと判定したとき (No) は、移転要求を受信するまでステップ S 3 0 2 で待機する。

40

【 0 0 8 8 】

ステップ S 3 0 4 では、要求元のホスト端末 2 0 0 からユーザ ID を取得し、ステップ S 3 0 6 に移行して、ポイント情報テーブル 4 4 0 およびコンテンツ管理テーブル 4 0 0 に基づいて、取得したユーザ ID に対応するポイント残高が、受信した移転要求に係るコンテンツの必要ポイント数以上であるか否かを判定し、ポイント残高が必要ポイント数以上であると判定したとき (Yes) は、コンテンツが移転可能であると判定し、ステップ S 3 0 8 に移行する。

【 0 0 8 9 】

ステップ S 3 0 8 では、コンテンツ管理テーブル 4 0 0 に基づいて、受信した移転要求に係るコンテンツの移転形態が「コピー」であるか否かを判定し、移転形態が「コピー」

50

であると判定したとき(Yes)は、ステップS310に移行する。

ステップS310では、受信した移転要求に係るコンテンツのコンテンツID、ファイル名、移転形態、管理情報1、説明情報および必要ポイント数をコンテンツ管理テーブル400から取得し、取得したそれら情報に基づいて、コンテンツ管理テーブル400に新たなレコードを登録する。所有形態は「コピー」を登録し、管理情報2は移転しない。

【0090】

次いで、ステップS312に移行して、取得したユーザIDに対応するポイント残高から、受信した移転要求に係るコンテンツの必要ポイント数を減算する。また、受信した移転要求に係るコンテンツのユーザIDに対応するポイント残高に同必要ポイント数を加算する。そして、それら演算結果に基づいてポイント情報テーブル440を更新する。

10

ステップS312の処理が終了すると、一連の処理を終了して元の処理に復帰させる。

【0091】

一方、ステップS308で、移転形態が「コピー」でないと判定したとき(No)は、ステップS314に移行する。

ステップS314では、受信した移転要求に係るコンテンツのコンテンツID、ファイル名、移転形態、管理情報1、説明情報および必要ポイント数をコンテンツ管理テーブル400から取得し、取得したそれら情報に基づいて、コンテンツ管理テーブル400に新たなレコードを登録する。所有形態は「オリジナル」を登録し、管理情報2は移転しない。また、受信した移転要求に係るコンテンツのレコードをコンテンツ管理テーブル400から削除する。

20

【0092】

ステップS314の処理が終了すると、ステップS312に移行する。

一方、ステップS306で、ポイント残高が必要ポイント数よりも少ないと判定したとき(No)は、コンテンツが移転可能でないと判定し、ステップS316に移行して、移転不可であることを示す移転不可通知を要求元のホスト端末200に送信し、一連の処理を終了して元の処理に復帰させる。

【0093】

次に、第2コンテンツ提供処理を説明する。

図11は、第2コンテンツ提供処理を示すフローチャートである。

第2コンテンツ提供処理は、カスタマイズソフトウェア20からの取得要求に応じてコンテンツおよび管理情報を提供する処理であって、CPU50において実行されると、図11に示すように、まず、ステップS350に移行する。

30

ステップS350では、コンテンツの取得要求を受信したか否かを判定し、取得要求を受信したと判定したとき(Yes)は、ステップS352に移行するが、そうでないと判定したとき(No)は、取得要求を受信するまでステップS350で待機する。

【0094】

ステップS352では、ユーザIDを受信し、ステップS354に移行して、コンテンツIDを受信し、ステップS356に移行して、受信したユーザIDに対応する管理情報1,2をコンテンツ管理テーブル400のなかから検索し、受信したコンテンツIDに対応する管理情報3を管理情報テーブル420のなかから検索し、ステップS358に移行する。

40

ステップS358では、該当の管理情報を索出したか否かを判定し、該当の管理情報を索出したと判定したとき(Yes)は、ステップS360に移行して、同一のコンテンツごとに管理情報1~3を統合し、各コンテンツごとに統合した管理情報の一覧を要求元のカスタマイズソフトウェア20に送信し、ステップS362に移行する。

【0095】

ステップS362では、管理情報の一覧のなかから取得が必要な管理情報を指定した指定情報を受信したか否かを判定し、指定情報を受信したと判定したとき(Yes)は、ステップS364に移行して、受信した指定情報およびコンテンツ管理テーブル400に基づいて、指定された管理情報に対応するコンテンツを記憶装置62から読み出し、ステップS

50

366に移行して、読み出したコンテンツを要求元のカスタマイズソフトウェア20に送信し、一連の処理を終了して元の処理に復帰させる。

【0096】

一方、ステップS362で、指定情報を受信しないと判定したとき(No)は、ステップS368に移行して、管理情報の一覧を送信してから所定時間(例えば、30秒)が経過したか否かを判定し、所定時間が経過したと判定したとき(Yes)は、一連の処理を終了して元の処理に復帰させる。

一方、ステップS368で、所定時間が経過しないと判定したとき(No)は、ステップS362に移行する。

一方、ステップS358で、該当の管理情報を索出しないと判定したとき(No)は、ステップS370に移行して、該当のコンテンツが存在しないことを示す不存在通知を要求元のカスタマイズソフトウェア20に送信し、一連の処理を終了して元の処理に復帰させる。

【0097】

次に、ホスト端末200の構成を説明する。

図12は、ホスト端末200のハードウェア構成を示すブロック図である。

ホスト端末200は、図12に示すように、コンテンツ管理サーバ100と同様に、CPU70、ROM72、RAM74およびI/F78をバス79で接続し、入力装置80、記憶装置82、表示装置84およびネットワーク199に接続するための信号線をI/F78に接続して構成されている。

【0098】

記憶装置82は、コンテンツ記憶部25を構成し、コンテンツ管理サーバ100から取得したコンテンツを記憶する。

CPU70は、カスタマイズソフトウェア20の実行要求を入力すると、入力した実行要求に係るカスタマイズソフトウェア20のプログラムを記憶装置82から読み出し、読み出したプログラムに従って、図13のフローチャートに示すカスタマイズソフトウェア20の処理を実行する。

【0099】

図13は、カスタマイズソフトウェア20の処理を示すフローチャートである。

カスタマイズソフトウェア20は、CPU70において実行されると、図13に示すように、まず、ステップS400に移行する。

ステップS400では、コンテンツの取得要求をコンテンツ管理サーバ100に送信し、ステップS402に移行して、カスタマイズソフトウェア20に設定されているユーザIDをコンテンツ管理サーバ100に送信し、ステップS404に移行して、カスタマイズソフトウェア20に設定されているコンテンツIDをコンテンツ管理サーバ100に送信し、ステップS406に移行する。

【0100】

ステップS406では、管理情報の一覧を受信したか否かを判定し、管理情報の一覧を受信したと判定したとき(Yes)は、ステップS408に移行して、受信した管理情報を解析し、ステップS410に移行する。

ステップS410では、ステップS408の解析結果に基づいて組込可能なコンテンツが存在するか否かを判定し、組込可能なコンテンツが存在すると判定したとき(Yes)は、ステップS412に移行する。

【0101】

ステップS412では、ステップS408の解析結果に基づいて、受信した管理情報の一覧のなかから組込可能なコンテンツに対応する管理情報を指定した指定情報をコンテンツ管理サーバ100に送信し、ステップS414に移行して、コンテンツを受信し、ステップS416に移行する。

ステップS416では、受信したコンテンツのなかから組込が行われていないコンテンツを取得し、ステップS418に移行して、取得したコンテンツのファイル名等に基づい

て、取得したコンテンツがソフトウェアであるか否かを判定し、コンテンツがソフトウェアであると判定したとき(Yes)は、ステップS 4 2 0に移行する。

【0102】

ステップS 4 2 0では、受信した管理情報のうち取得したコンテンツに対応するものに基づいて、取得したコンテンツを機能の一部として組み込む。コンテンツをどのように組み込むかは、カスタマイズソフトウェア20ごとに自由に設計することができる。このことは、ステップS 4 2 6の処理についても同様である。

次いで、ステップS 4 2 2に移行して、すべてのコンテンツの組込が完了したか否かを判定し、すべてのコンテンツの組込が完了したと判定したとき(Yes)は、ステップS 4 2 4に移行して、カスタマイズソフトウェア20のメイン処理を実行し、一連の処理を終了して元の処理に復帰させる。メイン処理の内容は、カスタマイズソフトウェア20ごとに異なる。

10

【0103】

一方、ステップS 4 2 2で、すべてのコンテンツについて組込が完了してないと判定したとき(No)は、ステップS 4 1 6に移行する。

一方、ステップS 4 1 8で、コンテンツがソフトウェアでないと判定したとき(No)は、ステップS 4 2 6に移行して、受信した管理情報のうち取得したコンテンツに対応するものに基づいて、取得したコンテンツを装飾要素として組み込む。装飾要素としては、例えば、アイコン、ボタン、メニュー、背景、キャラクタ、ポップアップ、ゲームのアイテム、カラーパレット、BGM、効果音がある。

20

【0104】

ステップS 4 2 6の処理が終了すると、ステップS 4 2 2に移行する。

一方、ステップS 4 1 0で、組込可能なコンテンツが存在しないと判定したとき(No)は、ステップS 4 2 4に移行する。

一方、ステップS 4 0 6で、管理情報の一覧を受信しないと判定したとき(No)は、ステップS 4 2 8に移行して、不存在通知を受信したか否かを判定し、不存在通知を受信したと判定したとき(Yes)は、ステップS 4 2 4に移行する。

一方、ステップS 4 2 8で、不存在通知を受信しないと判定したとき(No)は、ステップS 4 0 6に移行する。

【0105】

30

次に、本実施の形態の動作を説明する。

初めに、コンテンツを登録する場合を説明する。

図14は、コンテンツ登録画面を示す図である。

ユーザ01は、ホスト端末200において、コンテンツ管理サーバ100が提供するコンテンツ登録ページにアクセスすると、図14に示すような登録画面が表示される。

ユーザ01は、図14の登録画面において、参照ボタン500をクリックし、記憶装置82のなかから登録対象となるコンテンツのファイル名を選択すると、選択したコンテンツのファイル名がテキストボックス502に表示される。また、テキストボックス504に管理情報1を、テキストボックス506に説明情報を、数値ボックス508に必要ポイント数をそれぞれ入力する。さらに、移転形態として「コピー」か「オリジナル」をラジオボタン510により選択する。

40

【0106】

ユーザ01は、必要な項目の選択および入力が完了した後、登録ボタン512をクリックすると、ホスト端末200では、コンテンツ、管理情報1、説明情報、ポイント情報および移転携帯情報が登録要求とともにコンテンツ管理サーバ100に送信される。

コンテンツ管理サーバ100では、登録要求を受信すると、ステップS 1 0 2 ~ S 1 1 8を経て、ユーザ01のユーザIDが取得され、コンテンツ、管理情報1、説明情報、ポイント情報および移転携帯情報を受信し、受信したコンテンツが記憶装置62に登録されるとともにコンテンツ管理テーブル400が更新される。このように、ユーザ01は、ホスト端末200に保持している自己のコンテンツをコンテンツ管理サーバ100に容易に登録

50

することができる。

【0107】

次に、他のユーザが所有しているコンテンツを取得する場合を説明する。

図15は、ユーザ03の作品ページの画面を示す図である。

ユーザ05は、ホスト端末200において、コンテンツ管理サーバ100が提供するユーザ03の作品ページにアクセスすると、図15に示すような画面が表示される。

図15の表示画面では、ソフトウェア「ソフト02」が掲載されている。表示エリア520には、ソフトウェア「ソフト02」の移転に必要なポイント数が、表示エリア522には、ソフトウェア「ソフト02」の説明情報が、表示エリア524には、ユーザ05のポイント残高がそれぞれ表示されている。ユーザ05のポイント残高は、1500ポイントである。 10

【0108】

ユーザ05は、ダウンロードボタン526をクリックすると、ホスト端末200では、コンテンツ管理サーバ100に取得要求が送信される。

コンテンツ管理サーバ100では、取得要求を受信すると、ステップS254、S256を経て、ソフトウェア「ソフト02」がホスト端末200に送信される。

ホスト端末200では、ソフトウェア「ソフト02」を受信すると、ソフトウェア「ソフト02」を利用することができる。コンテンツを単にダウンロードする分には、ポイントの減算は行われない。

【0109】

また、ユーザ05は、移転ボタン528をクリックし、ポイントを消費してソフトウェア「ソフト02」を移転することもできる。しかし、ソフトウェア「ソフト02」は、単体でも利用できるのここでは行わない。 20

また、図15の表示画面では、ソフトウェア「ソフト02」を他のカスタマイズソフトウェア20に組み込むため、ソフトウェア「ソフト02」に対して管理情報3を設定するリンク530が表示されている。

【0110】

ユーザ05は、リンク530をクリックすると、図14に示すような登録画面が表示され、必要な項目の入力が完了した後、設定ボタン(不図示)をクリックすると、ホスト端末200では、コンテンツ管理サーバ100に設定要求が送信される。

コンテンツ管理サーバ100では、設定要求を受信すると、ステップS154～S160を経て、管理情報テーブル420に管理情報3が設定される。 30

また、図15の表示画面では、ソフトウェア「ソフト02」に組込可能なコンテンツを掲載したユーザの作品ページへのリンク532が表示されている。リンク532は、コンテンツ管理テーブル400を解析して自動的に表示する。

【0111】

次に、他のユーザが所有しているコンテンツを自己に移転する場合を説明する。

図16は、ユーザ01の作品ページの画面を示す図である。

ユーザ05は、図15の表示画面においてリンク532のうちユーザ01の作品ページへのリンクをクリックすると、図16に示すような画面が表示される。

図16の表示画面も、基本的には図15の表示画面と同様である。異なるのは、カスタマイズソフトウェア20に代えて、画像データがコンテンツとして掲載されている点である。 40

【0112】

ユーザ05は、コンテンツの表示エリア534をクリックし、ポップアップメニューからダウンロードを選択すると、該当のコンテンツをダウンロードすることができる。ダウンロードしたコンテンツは、壁紙、アイコンまたはWebページの素材として幅広く利用することができる。コンテンツを単にダウンロードする分には、ポイントの減算は行われない。

【0113】

また、ユーザ05は、コンテンツ「クマ太郎」(「クマ太郎」という名称のコンテンツを 50

いう。以下、同様に略記する。)に対応する移転ボタン528をクリックすると、ホスト端末200では、コンテンツ管理サーバ100に移転要求が送信される。

コンテンツ管理サーバ100では、移転要求を受信すると、ステップS304を経て、ユーザ05のユーザIDが取得される。このとき、ユーザ05のポイント残高が必要ポイント数以上であるので、ステップS310を経て、コンテンツ管理テーブル400が更新されてコンテンツ「クマ太郎」がユーザ05に移転される。また、ステップS312を経て、移転先のユーザ05のポイント残高および移転元のユーザ01のポイント残高が更新される。図3を参照すると、コンテンツ「クマ太郎」については移転形態が「コピー」となっているので、コンテンツの移転があってもユーザ01の手元にコンテンツが残る。

【0114】

次に、自己が所有しているコンテンツを確認する場合を説明する。

図17は、ユーザ05の所有コンテンツページの画面を示す図である。

次に、ユーザ05は、ホスト端末200において、コンテンツ管理サーバ100が提供する自己の所有コンテンツページにアクセスすると、図17に示すような画面が表示される。

【0115】

図17の表示画面では、3つのコンテンツが表示されている。ユーザ05は、自己が登録したものおよび他の作者から移転を受けたものを含め3つのコンテンツを所有している。

図17の表示画面も、基本的には図16の表示画面と同様である。異なるのは、移転ボタン528がなく、リンク530に代えて管理情報2を設定するリンク536が表示されている点である。

【0116】

ユーザ05は、リンク536をクリックすると、図14に示すような登録画面が表示され、必要な項目の入力が完了した後、設定ボタン(不図示)をクリックすると、ホスト端末200では、コンテンツ管理サーバ100に設定要求が送信される。

コンテンツ管理サーバ100では、設定要求を受信すると、ステップS206~S210を経て、コンテンツ管理テーブル400に管理情報2が設定される。

【0117】

次に、カスタマイズソフトウェア20でコンテンツを利用する場合を説明する。

ユーザ05は、ホスト端末200において、ソフトウェア「ソフト02」を実行すると、ソフトウェア「ソフト02」では、ステップS400~S404を経て、ユーザIDおよびコンテンツIDが取得要求とともにコンテンツ管理サーバ100に送信される。

コンテンツ管理サーバ100では、取得要求を受信すると、ステップS352~S360を経て、ユーザIDおよびコンテンツIDを受信し、ユーザIDおよびコンテンツIDに対応する管理情報の一覧がソフトウェア「ソフト02」に送信される。図17を参照すると、ユーザ05は、3つのコンテンツを所有しているので、それらコンテンツに対応する管理情報が一覧として送信される。

【0118】

ソフトウェア「ソフト02」では、管理情報の一覧を受信すると、ステップS408~S412を経て、管理情報が解析されて必要な管理情報を指定した指定情報がコンテンツ管理サーバ100に送信される。図3を参照すると、3つのコンテンツともソフトウェア「ソフト02」に組込可能なので、3つの管理情報を指定した指定情報が送信される。

コンテンツ管理サーバ100では、指定情報を受信すると、ステップS364, S366を経て、指定された管理情報に対応するコンテンツがソフトウェア「ソフト02」に送信される。

【0119】

ソフトウェア「ソフト02」では、コンテンツを受信すると、管理情報に基づいてコンテンツが装飾要素としてまたは機能の一部として組み込まれる。受信したコンテンツは、3つとも画像データなので装飾要素として組み込まれる。図3を参照すると、ソフトウェア「ソフト02」において、コンテンツ「クマ太郎」は動画のキャラクターとして、コンテンツ

10

20

30

40

50

「ピンクのポスト」は静止画の背景として、コンテンツ「ベルクリック」はクリック音としてそれぞれ利用される。

【0120】

次に、カスタマイズソフトウェア20にソフトウェアを組み込む場合を説明する。

図18は、ソフトウェア「ソフト02」にソフトウェア「ソフト01」を組み込む場合を示す図である。

ユーザ05は、ソフトウェア「ソフト01」を組み込むためには、ソフトウェア「ソフト01」を自己に移転しなければならない。移転は、上記同様に、図15の表示画面において移転ボタン528をクリックして行う。ソフトウェア「ソフト02」については移転を要さず単にダウンロードしてくればよい。

10

【0121】

ユーザ05は、ソフトウェア「ソフト01」の移転が完了した後、ソフトウェア「ソフト02」を実行すると、ソフトウェア「ソフト02」では、上記同様に、ソフトウェア「ソフト01」を受信し、ソフトウェア「ソフト01」が機能の一部として組み込まれる。その結果、ソフトウェア「ソフト02」単体ではメールの配信しかできなかったところ、例えば、図18に示すように、Webで収集したデータを指定のメールアドレス宛に送信する拡張機能が追加される。

【0122】

図19は、ソフトウェア「ソフト01」にソフトウェア「ソフト02」を組み込む場合を示す図である。

20

ユーザ05は、ソフトウェア「ソフト02」を組み込むためには、ソフトウェア「ソフト02」を自己に移転しなければならない。移転は、上記同様に、図15の表示画面において移転ボタン528をクリックして行う。ソフトウェア「ソフト01」については移転を要さず単にダウンロードしてくればよい。

【0123】

ユーザ05は、ソフトウェア「ソフト02」の移転が完了した後、ソフトウェア「ソフト01」を実行すると、ソフトウェア「ソフト01」では、上記同様に、ソフトウェア「ソフト02」を受信し、ソフトウェア「ソフト02」が機能の一部として組み込まれる。その結果、ソフトウェア「ソフト01」単体ではWebデータの収集しかできなかったところ、例えば、図19に示すように、受信したメールを解析してURL (Uniform Resource Locator) が

30

含まれていれば、そのURLのページのデータを収集する拡張機能が追加される。

【0124】

このようにして、本実施の形態では、コンテンツ管理サーバ100は、ホスト端末200からの取得要求に応じて記憶装置62のコンテンツをホスト端末200に提供し、ホスト端末200からの移転要求に応じてユーザ間でコンテンツを移転し、カスタマイズソフトウェア20からの取得要求に応じて、カスタマイズソフトウェア20から受信したユーザIDに対応するコンテンツおよび管理情報を記憶装置62から読み出し、読み出したコンテンツおよび管理情報をカスタマイズソフトウェア20に提供するようになっている。

【0125】

これにより、コンテンツは、そのまま利用することができるほか、カスタマイズソフトウェア20の装飾要素や機能の一部として利用することができる。後者は、コンテンツ同士を協調させることによって発生する新たな付加価値である。したがって、コンテンツそのものの提供に対して課金等の制限を緩和し、コンテンツの移転に対して制限を設ければ、コンテンツそのものが流通しやすくなるので、従来に比して、コンテンツの流通性を向上することができるとともに資本回収の構造を形成することができる。

40

【0126】

また、コンテンツ管理サーバ100上でコンテンツを容易に移転することができるので、コンテンツの流通性をさらに向上することができる。

また、コンテンツの作者とカスタマイズソフトウェア20の作者が共同して制作する場合は、コンテンツの属性や識別等の簡単な仕様を両者の間で決定し、コンテンツの作者は

50

、その仕様を管理情報に記述するだけでよい。また、カスタマイズソフトウェア20の作者が仕様を公開している場合は、コンテンツの作者は、同様にその仕様を管理情報に記述するだけでよい。したがって、カスタマイズソフトウェア20へのコンテンツの組込を容易に行うことができるとともにカスタマイズソフトウェア20での利用形態を容易に決定することができる。

【0127】

さらに、本実施の形態では、コンテンツ管理サーバ100は、コンテンツの移転をポイントにより制限するようになっている。

これにより、コンテンツそのものの流通性を阻害せずに資本回収の構造を形成することができる。

さらに、本実施の形態では、コンテンツ管理サーバ100は、カスタマイズソフトウェア20のコンテンツIDを取得し、取得したユーザIDおよびコンテンツIDに対応するコンテンツに対応付けられた管理情報3を記憶装置62から読み出し、読み出した管理情報3をカスタマイズソフトウェア20に提供するようになっている。

【0128】

これにより、カスタマイズソフトウェア20の作者は、記憶装置62の各コンテンツに対して自己のカスタマイズソフトウェア20に適合する管理情報を設定することができる。

さらに、本実施の形態では、コンテンツ管理サーバ100は、取得したユーザIDに対応するコンテンツを記憶装置62から読み出し、読み出したコンテンツの一覧をホスト端末200に提示し、管理情報2を受信し、コンテンツの一覧のなかから指定されたコンテンツおよび受信した管理情報2を、取得したユーザIDと対応付けて記憶装置62に登録するようになっている。

【0129】

これにより、コンテンツの作者その他の所有者等は、自己のコンテンツに対して所望のカスタマイズソフトウェア20に適合する管理情報を設定することができる。

さらに、本実施の形態では、コンテンツ管理サーバ100は、移転形態として「オリジナル」が選択されたときは、移転元のユーザにコンテンツを残さずに移転先のユーザに移転し、移転形態として「コピー」が選択されたときは、移転元のユーザにコンテンツを残して移転先のユーザに移転するようになっている。

【0130】

これにより、異なる2つの移転形態でコンテンツを移転することができるので、ユーザの希望に沿うことができ、ユーザの利便性を向上することができる。

さらに、本実施の形態では、コンテンツ管理サーバ100は、ユーザIDに対応する管理情報の一覧を送信し、指定情報を受信し、指定された管理情報に対応するコンテンツを送信する。

これにより、ユーザが所有するコンテンツの数が膨大であっても、カスタマイズソフトウェア20に組込可能なコンテンツのみが送信されるので、ネットワーク199のトラフィック量を低減することができる。

【0131】

上記第1の実施の形態において、コンテンツ記憶部10および記憶装置62は、発明1、2、11、14または17のコンテンツ記憶手段に対応し、コンテンツ提供部12およびステップS252～S256は、発明1、2または17の第1コンテンツ提供手段に対応し、コンテンツ移転部13およびステップS302、S304、S308、S310、S314は、発明1、2、7または17のコンテンツ移転手段に対応している。また、コンテンツ移転制限部17およびステップS306、S312は、発明7のコンテンツ移転制限手段に対応し、ユーザID取得部14およびステップS352は、発明1、2、11、14または17のユーザ識別情報取得手段に対応し、コンテンツ提供部15およびステップS354～S366は、発明1、2、11、14または17の第2コンテンツ提供手段に対応している。

10

20

30

40

50

【0132】

また、上記第1の実施の形態において、コンテンツ取得部21およびステップS400～S414は、発明1、2、17または20のコンテンツ取得手段に対応し、コンテンツ組込部22およびステップS416～S422、S426は、発明1、2、17または20のコンテンツ組込手段に対応している。また、ステップS200は、発明14の第2ユーザ識別情報取得手段に対応し、ステップS202は、発明14のコンテンツ一覧提示手段に対応し、ステップS206は、発明14の管理情報入力手段に対応し、ステップS210は、発明14の管理情報登録手段に対応している。

また、上記第1の実施の形態において、ステップS354は、発明11のソフトウェア識別情報取得手段に対応し、ユーザIDは、発明1、2、11、14または17のユーザ識別情報に対応し、コンテンツIDは、発明11のソフトウェア識別情報に対応している。

10

【0133】

次に、本発明の第2の実施の形態を図面を参照しながら説明する。図20は、本発明に係るコンテンツ流通システム、コンテンツ流通プログラムおよびカスタマイズソフトウェアプログラムの第2の実施の形態を示す図である。

本実施の形態は、上記第1の実施の形態に対して、カスタマイズソフトウェア20の起動前に管理情報を取得する点が異なる。なお、上記第1の実施の形態と異なる部分についてのみ説明し、上記第1の実施の形態と重複する部分については同一の符号を付して説明を省略する。

20

【0134】

図20は、本発明を適用するネットワークシステムの構成を示すブロック図である。

カスタマイズソフトウェア20は、図20に示すように、コンテンツ組込部22のほか、コンテンツを取得するコンテンツ取得部30と、コンテンツ取得部30で取得したコンテンツの管理情報を取得する管理情報取得部31とを有して構成されている。

コンテンツ管理サーバ100は、コンテンツ記憶部10、コンテンツ登録部11、コンテンツ提供部12、コンテンツ移転部13、ユーザID取得部14、ポイント情報記憶部16およびコンテンツ移転制限部17を有して構成されている。

【0135】

コンテンツ管理サーバ100は、さらに、コンテンツ記憶部10の管理情報をホスト端末200に提供する管理情報提供部32と、カスタマイズソフトウェア20からの取得要求に応じてコンテンツ記憶部10のコンテンツを提供するコンテンツ提供部33とを有して構成されている。

30

管理情報提供部32は、コンテンツ提供部33とは独立のタイミングで管理情報を提供するものであり、例えば、コンテンツ移転部13がコンテンツを移転したときは、移転されたコンテンツに対応する管理情報をコンテンツ記憶部10から取得し、取得した管理情報をホスト端末200に提供する。

【0136】

コンテンツ提供部33は、ユーザID取得部14で取得したユーザIDに対応するコンテンツをコンテンツ記憶部10から取得し、取得したコンテンツをカスタマイズソフトウェア20に提供する。

40

ホスト端末200は、コンテンツ登録要求部23、コンテンツ移転要求部24、コンテンツ記憶部25、コンテンツ取得部26、実行要求部27およびソフトウェア実行部28を有して構成されている。

ホスト端末200は、さらに、管理情報を記憶する管理情報記憶部34と、コンテンツ管理サーバ100から管理情報を取得して管理情報記憶部34に保存するコンテンツ取得部35とを有して構成されている。

【0137】

次に、本実施の形態の動作を説明する。

コンテンツ管理サーバ100では、コンテンツの移転が行われると、管理情報提供部3

50

2により、コンテンツ記憶部10から管理情報が取得され、取得された管理情報がホスト端末200に提供される。

ホスト端末200では、管理情報取得部35により管理情報が取得されると、取得された管理情報が管理情報記憶部34に保存される。

ホスト端末200では、カスタマイズソフトウェア20が実行されると、コンテンツ取得部30により、コンテンツ管理サーバ100に取得要求が送信される。

コンテンツ管理サーバ100では、取得要求を受信すると、コンテンツ提供部33により、取得されたユーザIDに対応するコンテンツがコンテンツ記憶部10から取得され、取得されたコンテンツがカスタマイズソフトウェア20に提供される。

【0138】

カスタマイズソフトウェア20では、コンテンツ取得部30によりコンテンツが取得されると、管理情報取得部31により、取得されたコンテンツの管理情報が管理情報記憶部34から取得される。そして、コンテンツ組込部22により、取得された管理情報に基づいて、取得されたコンテンツが装飾要素としてまたは機能の一部として組み込まれる。

このようにして、本実施の形態では、コンテンツ管理サーバ100は、コンテンツ記憶部10の管理情報をホスト端末200に提供し、カスタマイズソフトウェア20からの取得要求に応じて、取得したユーザIDに対応するコンテンツをコンテンツ記憶部10から取得し、取得したコンテンツをカスタマイズソフトウェア20に提供するようになっている。

【0139】

このような構成であっても、上記第1の実施の形態と同等の効果が得られる。

上記第2の実施の形態において、コンテンツ取得部30は、発明1、3、17または20のコンテンツ取得手段に対応し、管理情報取得部31は、発明3の管理情報取得手段に対応し、管理情報提供部32は、発明3の管理情報提供手段に対応し、コンテンツ提供部33は、発明1、3、11、14または17の第2コンテンツ提供手段に対応している。

【0140】

次に、本発明の第3の実施の形態を図面を参照しながら説明する。図21は、本発明に係るコンテンツ流通システム、コンテンツ流通プログラムおよびカスタマイズソフトウェアプログラムの第3の実施の形態を示す図である。

本実施の形態は、上記第1の実施の形態に対して、カスタマイズソフトウェア20の起動前にコンテンツを取得する点が異なる。なお、上記第1の実施の形態と異なる部分についてのみ説明し、上記第1の実施の形態と重複する部分については同一の符号を付して説明を省略する。

【0141】

図21は、本発明を適用するネットワークシステムの構成を示すブロック図である。

カスタマイズソフトウェア20は、図21に示すように、コンテンツ組込部22のほか、管理情報を取得する管理情報取得部36と、管理情報取得部36で取得した管理情報に対応するコンテンツを取得するコンテンツ取得部37とを有して構成されている。

コンテンツ管理サーバ100は、コンテンツ記憶部10、コンテンツ登録部11、コンテンツ提供部12、コンテンツ移転部13、ユーザID取得部14、ポイント情報記憶部16およびコンテンツ移転制限部17を有して構成されている。

【0142】

コンテンツ管理サーバ100は、さらに、カスタマイズソフトウェア20からの取得要求に応じてコンテンツ記憶部10の管理情報を提供する管理情報提供部38を有して構成されている。

管理情報提供部38は、ユーザID取得部14で取得したユーザIDに対応する管理情報をコンテンツ記憶部10から取得し、取得した管理情報をカスタマイズソフトウェア20に提供する。

ホスト端末200は、コンテンツ登録要求部23、コンテンツ移転要求部24、コンテンツ記憶部25、コンテンツ取得部26、実行要求部27およびソフトウェア実行部28

10

20

30

40

50

を有して構成されている。

【0143】

次に、本実施の形態の動作を説明する。

ユーザは、カスタマイズソフトウェア20の実行前に、カスタマイズソフトウェア20で組込可能な自己のコンテンツをホスト端末200にダウンロードしておく。

ホスト端末200では、カスタマイズソフトウェア20が実行されると、管理情報取得部36により、コンテンツ管理サーバ100に取得要求が送信される。

コンテンツ管理サーバ100では、取得要求を受信すると、管理情報提供部38により、取得されたユーザIDに対応する管理情報がコンテンツ記憶部10から取得され、取得された管理情報がカスタマイズソフトウェア20に提供される。

10

【0144】

カスタマイズソフトウェア20では、管理情報取得部36により管理情報が取得されると、コンテンツ取得部37により、取得された管理情報に対応するコンテンツがコンテンツ記憶部25から取得される。そして、コンテンツ組込部22により、取得された管理情報に基づいて、取得されたコンテンツが装飾要素としてまたは機能の一部として組み込まれる。

【0145】

このようにして、本実施の形態では、コンテンツ管理サーバ100は、ホスト端末200からの取得要求に応じてコンテンツ記憶部10のコンテンツをホスト端末200に提供し、カスタマイズソフトウェア20からの取得要求に応じて、取得したユーザIDに対応する管理情報をコンテンツ記憶部10から取得し、取得した管理情報をカスタマイズソフトウェア20に提供するようになっている。

20

【0146】

このような構成であっても、上記第1の実施の形態と同等の効果が得られる。

上記第3の実施の形態において、管理情報取得部36は、発明4、18または21の管理情報取得手段に対応し、コンテンツ取得部37は、発明4、18または21のコンテンツ取得手段に対応し、管理情報提供部38は、発明4、12、15または18の管理情報提供手段に対応している。

【0147】

次に、本発明の第4の実施の形態を図面を参照しながら説明する。図22は、本発明に係るコンテンツ流通システム、コンテンツ流通プログラムおよびカスタマイズソフトウェアプログラムの第4の実施の形態を示す図である。

30

本実施の形態は、上記第1の実施の形態に対して、カスタマイズソフトウェア20の起動前にコンテンツおよび管理情報を取得する点が異なる。なお、上記第1の実施の形態と異なる部分についてのみ説明し、上記第1の実施の形態と重複する部分については同一の符号を付して説明を省略する。

【0148】

図22は、本発明を適用するネットワークシステムの構成を示すブロック図である。

カスタマイズソフトウェア20は、図22に示すように、コンテンツ組込部22のほか、コンテンツの利用許可を要求する利用許可要求部39と、コンテンツの利用許可通知を受信する利用許可通知受信部40と、利用許可通知受信部40で受信した利用許可通知に係るコンテンツおよびその管理情報を取得するコンテンツ取得部41とを有して構成されている。

40

【0149】

コンテンツ管理サーバ100は、コンテンツ記憶部10、コンテンツ登録部11、コンテンツ移転部13、ユーザID取得部14、ポイント情報記憶部16およびコンテンツ移転制限部17を有して構成されている。

コンテンツ管理サーバ100は、さらに、ホスト端末200からの取得要求に応じてコンテンツ記憶部10のコンテンツおよび管理情報をホスト端末200に提供するコンテンツ提供部42と、カスタマイズソフトウェア20からの利用許可要求に応じて利用許可通

50

知を送信する利用許可通知送信部 4 3 とを有して構成されている。

【 0 1 5 0 】

利用許可通知送信部 4 3 は、ユーザ ID 取得部 1 4 で取得したユーザ ID に対応するコンテンツがコンテンツ記憶部 1 0 に存在するか否かを判定し、該当のコンテンツが存在すると判定したときは、該当のコンテンツの利用を許可することを示す利用許可通知をカスタマイズソフトウェア 2 0 に送信する。

ホスト端末 2 0 0 は、コンテンツ登録要求部 2 3、コンテンツ移転要求部 2 4、コンテンツ記憶部 2 5、実行要求部 2 7 およびソフトウェア実行部 2 8 のほか、コンテンツ管理サーバ 1 0 0 からコンテンツおよび管理情報を取得してコンテンツ記憶部 2 5 に対応付けて保存するコンテンツ取得部 4 4 を有して構成されている。

10

【 0 1 5 1 】

次に、本実施の形態の動作を説明する。

コンテンツ管理サーバ 1 0 0 では、取得要求を受信すると、コンテンツ提供部 4 2 により、コンテンツ記憶部 1 0 のコンテンツおよび管理情報がホスト端末 2 0 0 に提供される。

ホスト端末 2 0 0 では、コンテンツ取得部 4 4 によりコンテンツおよび管理情報が取得されると、取得されたコンテンツおよび管理情報が対応付けられてコンテンツ記憶部 2 5 に保存される。

【 0 1 5 2 】

ホスト端末 2 0 0 では、カスタマイズソフトウェア 2 0 が実行されると、利用許可要求部 3 9 により、コンテンツ管理サーバ 1 0 0 に利用許可要求が送信される。

20

コンテンツ管理サーバ 1 0 0 では、利用許可要求を受信すると、利用許可通知送信部 4 3 により、取得されたユーザ ID に対応するコンテンツがコンテンツ記憶部 1 0 に存在するか否かが判定される。その結果、該当のコンテンツが存在すると判定されると、カスタマイズソフトウェア 2 0 に利用許可通知が送信される。

【 0 1 5 3 】

カスタマイズソフトウェア 2 0 では、利用許可通知受信部 4 0 により利用許可通知を受信すると、コンテンツ取得部 4 1 により、受信した利用許可通知に係るコンテンツおよびその管理情報がコンテンツ記憶部 2 5 から取得される。そして、コンテンツ組込部 2 2 により、取得された管理情報に基づいて、取得されたコンテンツが装飾要素としてまたは機能の一部として組み込まれる。

30

【 0 1 5 4 】

このようにして、本実施の形態では、コンテンツ管理サーバ 1 0 0 は、ホスト端末 2 0 0 からの取得要求に応じてコンテンツ記憶部 1 0 のコンテンツおよび管理情報をホスト端末 2 0 0 に提供し、カスタマイズソフトウェア 2 0 からの利用許可要求に応じて、取得したユーザ ID に対応するコンテンツがコンテンツ記憶部 1 0 に存在するか否かを判定し、該当のコンテンツが存在すると判定したときは、該当のコンテンツの利用を許可することを示す利用許可通知をカスタマイズソフトウェア 2 0 に送信するようになっている。

このような構成であっても、上記第 1 の実施の形態と同等の効果が得られる。

【 0 1 5 5 】

上記第 4 の実施の形態において、利用許可要求部 3 9 は、発明 5、6、19 または 22 の利用許可要求手段に対応し、利用許可通知受信部 4 0 は、発明 5、6、19 または 22 の利用許可通知受信手段に対応し、コンテンツ取得部 4 1 は、発明 5、6、19 または 22 のコンテンツ取得手段に対応している。また、コンテンツ提供部 4 2 は、発明 5、6 または 19 のコンテンツ提供手段に対応し、利用許可通知送信部 4 3 は、発明 5、6、13、16 または 19 の利用許可通知送信手段に対応している。

40

【 0 1 5 6 】

なお、上記第 1 ないし第 4 の実施の形態においては、コンテンツを管理情報と対応付けて管理するように構成したが、これに限らず、管理情報を設けずに構成することもできる。

50

また、上記第 1 ないし第 4 の実施の形態においては、ホスト端末 200 からユーザ ID を取得するように構成したが、より具体的には、クッキーを利用する方法やユーザに直接入力してもらう方法によりユーザ ID を取得することができる。

【0157】

また、上記第 1 ないし第 4 の実施の形態においては、コンテンツ取得部 21, 30, 37, 41、コンテンツ組込部 22、管理情報取得部 31, 36、利用許可要求部 39 および利用許可通知受信部 40 をカスタマイズソフトウェア 20 に組み込んで構成したが、これに限らず、これらをホスト端末 200 の別体のソフトウェアとして構成することもできる。

【0158】

また、上記第 1 ないし第 4 の実施の形態においては、コンテンツの移転をポイントにより制限するように構成したが、これに限らず、上記第 1 および第 2 の実施の形態においては、カスタマイズソフトウェア 20 に対するコンテンツの提供をポイントにより制限し、上記第 3 の実施の形態においては、カスタマイズソフトウェア 20 に対する管理情報の提供をポイントにより制限し、上記第 4 の実施の形態においては、カスタマイズソフトウェア 20 に対する利用許可通知の提供をポイントにより制限するように構成することもできる。

【0159】

また、上記第 1 ないし第 4 の実施の形態において、コンテンツ管理テーブル 400、管理情報テーブル 420 およびポイント情報テーブル 440 でユーザ ID およびコンテンツ ID により関連付けを構成したが、これに限らず、ユーザ名、コンテンツのファイル名その他の識別情報により関連付けを構成することもできる。

また、上記第 1 ないし第 4 の実施の形態においては、コンテンツの作者の設定を尊重するため、管理情報 1 を含む管理情報を送信するように構成したが、これに限らず、管理情報 2, 3 が存在する場合は、必ずしも管理情報 1 を含めなくてもよい。この場合は、管理情報 1 が実質的に不要になるので、管理情報 2, 3 を管理情報 1 に上書きして登録してもよい。

【0160】

また、上記第 1 の実施の形態においては、管理情報の一覧を送信し、指定情報を受信し、指定された管理情報に対応するコンテンツを送信するように構成したが、各コンテンツごとに統合した管理情報およびその管理情報に対応するコンテンツを送信するように構成することもできる。

また、上記第 1 ないし第 4 の実施の形態においては、本発明に係るコンテンツ流通システム、コンテンツ流通プログラムおよびカスタマイズソフトウェアプログラムを、複数のユーザ間でコンテンツを交換しながらカスタマイズソフトウェアによりコンテンツを利用する場合について適用したが、これに限らず、本発明の主旨を逸脱しない範囲で他の場合にも適用可能である。

【図面の簡単な説明】

【0161】

【図 1】本発明を適用するネットワークシステムの構成を示すブロック図である。

【図 2】コンテンツ管理サーバ 100 のハードウェア構成を示すブロック図である。

【図 3】コンテンツ管理テーブル 400 のデータ構造を示す図である。

【図 4】管理情報テーブル 420 のデータ構造を示す図である。

【図 5】ポイント情報テーブル 440 のデータ構造を示す図である。

【図 6】コンテンツ登録処理を示すフローチャートである。

【図 7】第 1 管理情報登録処理を示すフローチャートである。

【図 8】第 2 管理情報登録処理を示すフローチャートである。

【図 9】第 1 コンテンツ提供処理を示すフローチャートである。

【図 10】コンテンツ移転処理を示すフローチャートである。

【図 11】第 2 コンテンツ提供処理を示すフローチャートである。

10

20

30

40

50

- 【図12】ホスト端末200のハードウェア構成を示すブロック図である。
- 【図13】カスタマイズソフトウェア20の処理を示すフローチャートである。
- 【図14】コンテンツ登録画面を示す図である。
- 【図15】ユーザ03の作品ページの画面を示す図である。
- 【図16】ユーザ01の作品ページの画面を示す図である。
- 【図17】ユーザ05の所有コンテンツページの画面を示す図である。
- 【図18】ソフトウェア「ソフト02」にソフトウェア「ソフト01」を組み込む場合を示す図である。
- 【図19】ソフトウェア「ソフト01」にソフトウェア「ソフト02」を組み込む場合を示す図である。

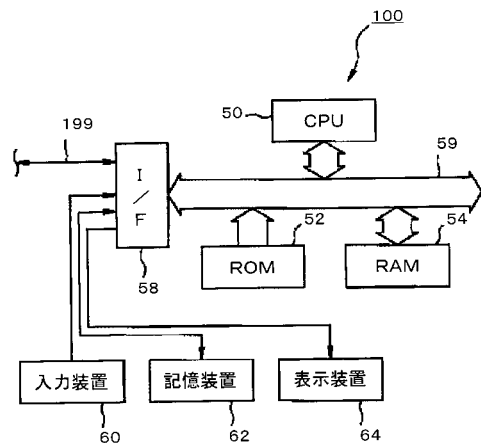
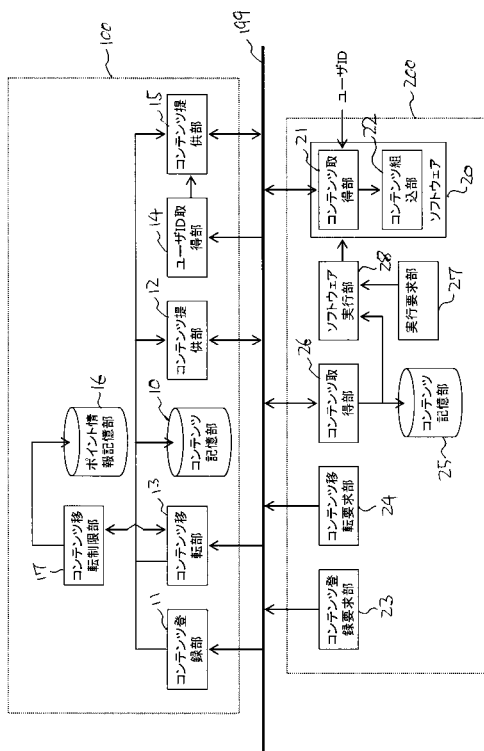
- 【図20】本発明を適用するネットワークシステムの構成を示すブロック図である。
- 【図21】本発明を適用するネットワークシステムの構成を示すブロック図である。
- 【図22】本発明を適用するネットワークシステムの構成を示すブロック図である。
- 【符号の説明】

【0162】

100...コンテンツ管理サーバ, 10, 25...コンテンツ記憶部, 11...コンテンツ登録部, 12, 15, 33, 42...コンテンツ提供部, 13...コンテンツ移転部, 14...ユーザID取得部, 16...ポイント情報記憶部, 17...コンテンツ移転制限部, 20...カスタマイズソフトウェア, 21, 26, 30, 37, 41, 44...コンテンツ取得部, 22...コンテンツ組込部, 23...コンテンツ登録要求部, 24...コンテンツ移転要求部, 27...実行要求部, 28...ソフトウェア実行部, 31, 35, 36...管理情報取得部, 32, 38...管理情報提供部, 34...管理情報記憶部, 39...利用許可要求部, 40...利用許可通知受信部, 43...利用許可通知送信部, 200...ホスト端末, 400...コンテンツ管理テーブル, 420...管理情報テーブル, 440...ポイント情報テーブル

【図1】

【図2】



【 図 3 】

402

ユーザーID	コンテンツID	コンテンツファイル名	移行形態	所有形態	管理情報1	管理情報2	説明情報	必要ポイント数
user01	con01	コマ本頭.jpg	コピー	オリジナル	ソフト02、動画、キヤプタ	ソフト02	コマ本頭です...	50
user01	con02	ビュウのポスト.htm	コピー	オリジナル	ソフト02、画像、音楽	ソフト02	ビュウのかわい...	20
user01	con03	シーラ.jpg	コピー	オリジナル	ソフト02、動画、キヤプタ	ソフト02	コマ本頭の名...	20
user02	con04	メルクリング.mp3	オリジナル	オリジナル	ソフト02、音源、音楽機能	ソフト02	まじいおひな...	40
user03	con05	ソフト01.exe	コピー	オリジナル	ソフト02、webデータ処理、拡張機能	ソフト02	おまじいおひ...	40
user04	con06	ソフト02.exe	コピー	オリジナル	ソフト03、メール配信、拡張機能	ソフト03	コマ本頭がま...	80

406 408 410 412 414 416 418

【 図 4 】

422 424 426 420

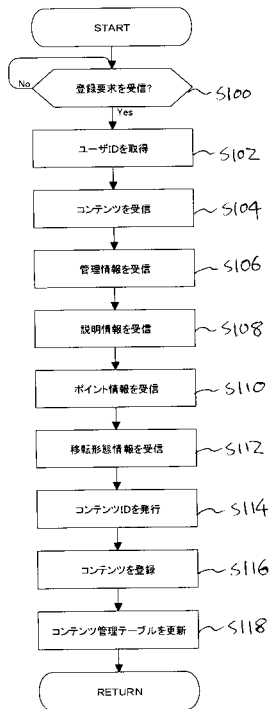
コンテンツID	コンテンツID	管理情報3
con05	con01	ソフト01、画像、背景
con05	con02	ソフト01
con05	con03	ソフト01、画像、背景

【 図 5 】

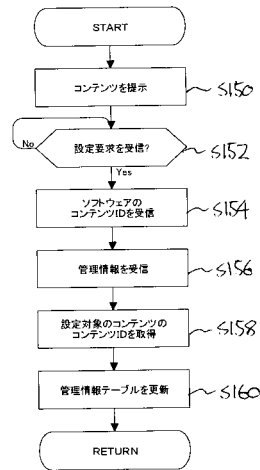
442 440 444

ユーザーID	ポイント残高
user01	500
user02	2560
user03	3372
user04	780
user05	1500

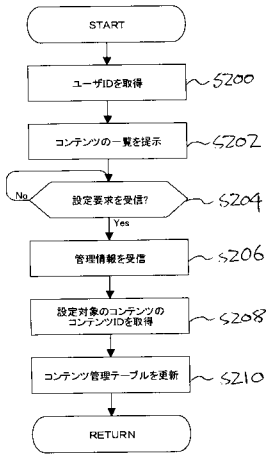
【 図 6 】



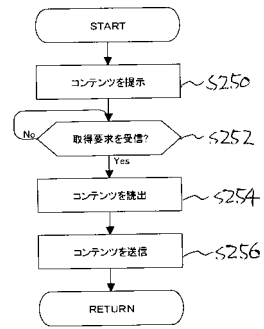
【 図 7 】



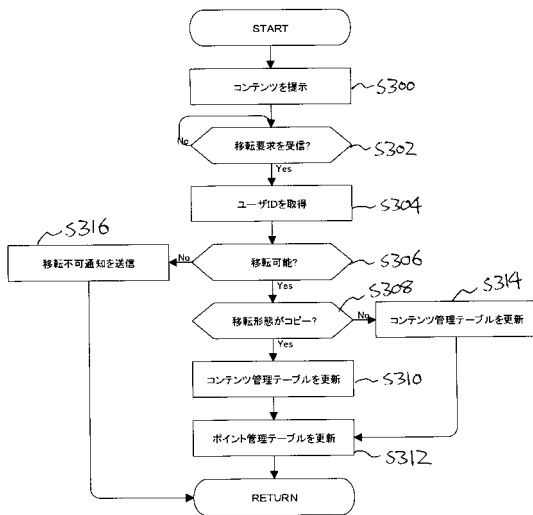
【 図 8 】



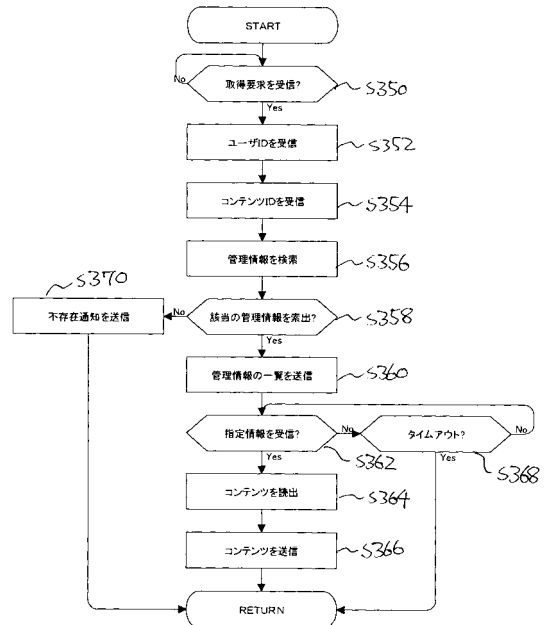
【 図 9 】



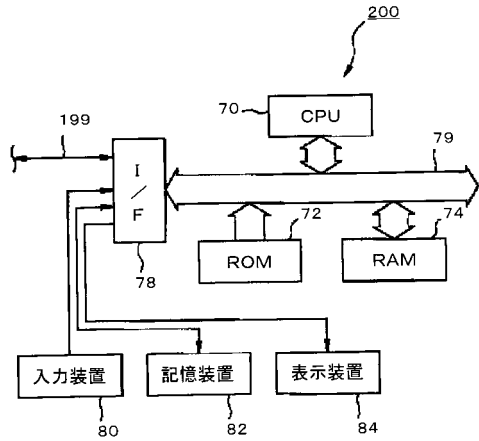
【 図 10 】



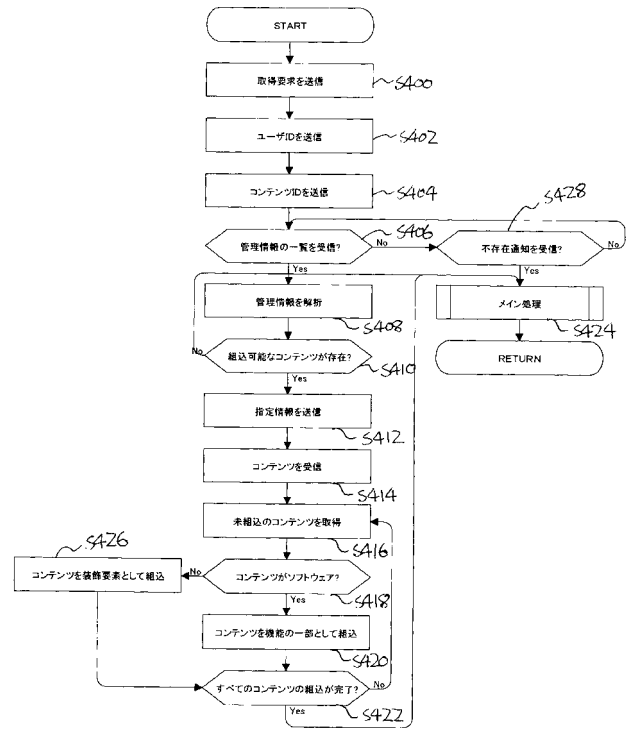
【 図 11 】



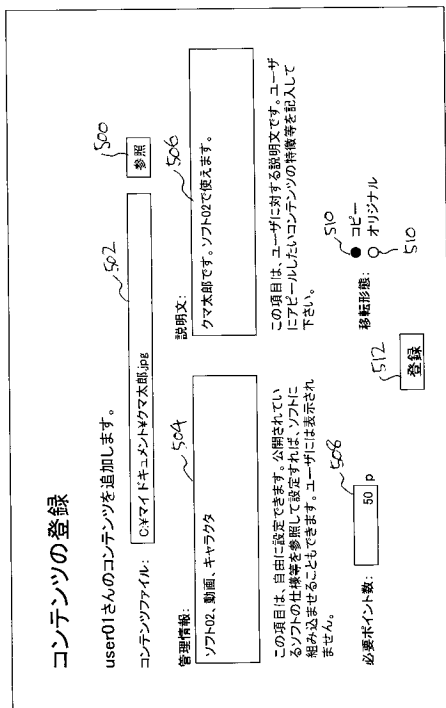
【 図 1 2 】



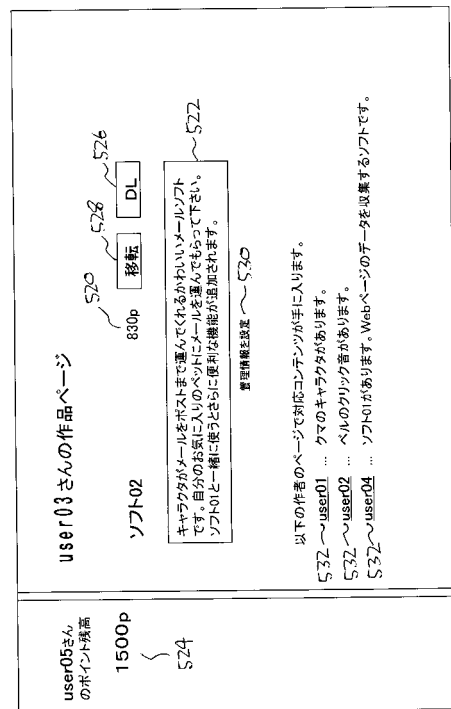
【 図 1 3 】



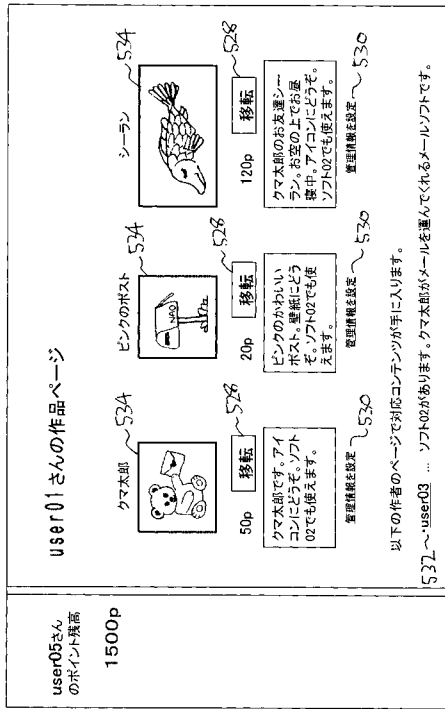
【 図 1 4 】



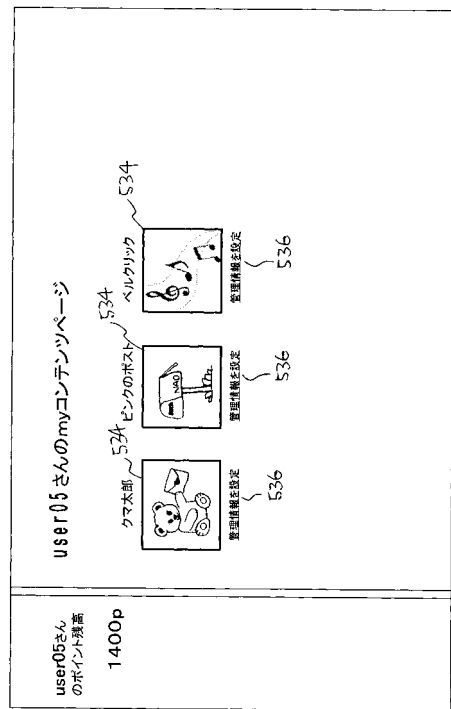
【 図 1 5 】



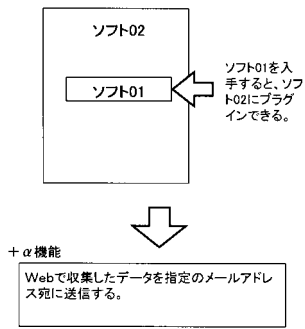
【図16】



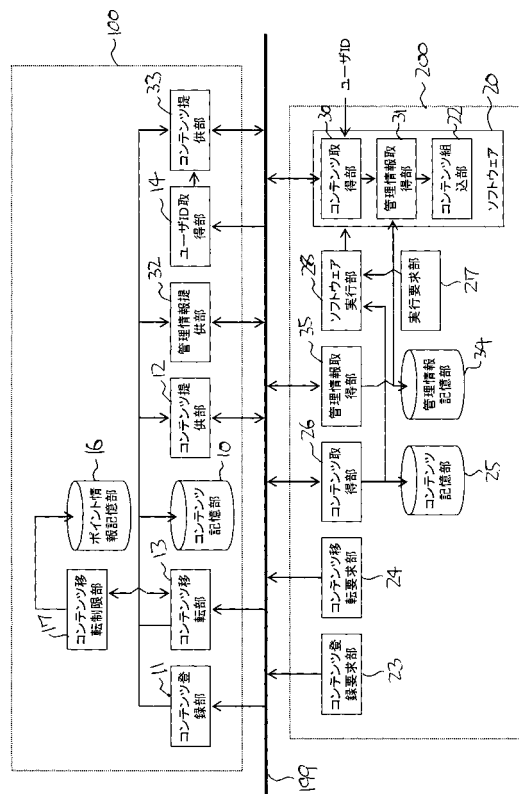
【図17】



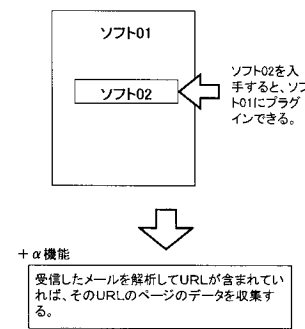
【図18】



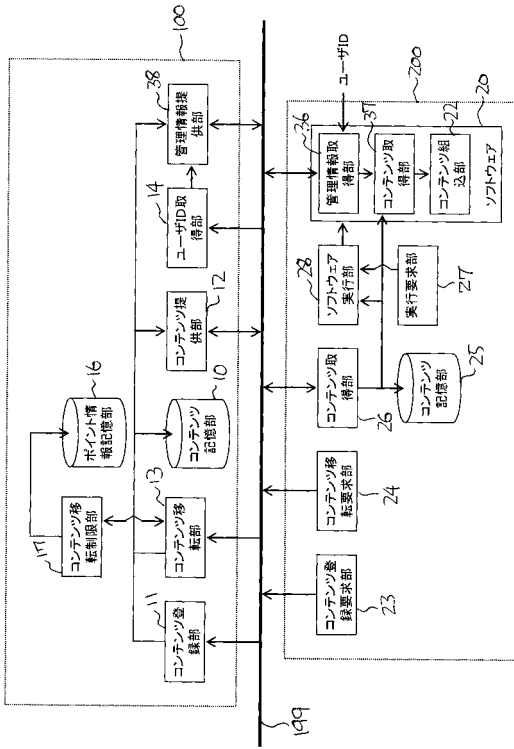
【図20】



【図19】



【 図 2 1 】



【 図 2 2 】

